

平成16年白老町決算審査特別委員会会議録

平成16年11月2日(火曜日)

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 5時05分

付託案件

認定第1号 平成15年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成15年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第3号 平成15年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

報告第1号 平成15年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

報告第2号 平成15年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第3号 平成15年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の
提出について

会議に付した事件

日程第1 健康福祉課～民生費、環境衛生費、介護保険特別会計

日程第2 寿幸園～民生費、特養老人ホーム特別会計

日程第3 町立病院～国保病院事業会計

日程第4 下水道課～土木費、災害復旧費

日程第5 港湾課～土木費、消防費、臨海部土地造成会計、港湾施設機能会計

日程第6 まとめ

出席委員(9名)

委員長 小西秀延君

副委員長 斎藤征信君

委員 鈴木宏征君

山本浩平君

近藤守君

吉田和子君

根本道明君

谷内勉君

議長 堀部登志男君

欠席委員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

助 役 三國谷 公一君

健康福祉課長 三戸 功二君

参 事 山口和雄君

主 幹 舩田良道君

主 幹	坂 東 道 子 君
健康増進係長	上 村 幹 康 君
介護保険係長	長 沢 敏 博 君
寿 幸 園 長	千 石 講 平 君
指 導 係 長	木 村 司 君
主 任 寮 母	前 川 みどり 君
主 査	池 田 まる美 君
病院事務長	須 貝 貢 君
次 長	日野戸 謙 一 君
助 役	煤 孫 正 美 君
下水道課長	佐久間 輝 男 君
主 幹	吉 田 清 一 君
主 幹	野 本 恒 徳 君
事業係長	岡 田 道 弘 君
業務係長	畑 田 正 明 君
港湾課長	堀 江 寛 君
事業係長	赤 城 雅 也 君
振興係長	竹 田 敏 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	山 崎 宏 一 君
主 幹	中 村 英 二 君

開会の宣告

委員長(小西秀延君) 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、決算審査特別委員会を再開いたします。

委員長(小西秀延君) 本日のスケジュール、一番最初は健康福祉課の審査という形になります。各課をお願いしておりますが、冒頭、説明の時間を取っておりますが、その中で特にここだけは説明しておきたいところをピックアップしてお願いしておりますのでどうぞよろしく願いいたします。それでは説明に入りたいと思います。三戸課長。

健康福祉課長(三戸功二君) 特にということでございますけれども、若干2、3点ご説明申し上げておきたいと思います。

まず、1点目につきましては平成15年度におきましては障害者福祉サービスの利用につきまして、平成15年4月1日からこれまでの措置制度から支援費制度に改正されておまして、平成15年度の決算内容についてはこれに沿った内容ということになってございますので、冒頭申し上げておきます。

それと15年度で終えた事業と申しましょうか、それについて2件ほどございますので申し上げます。1件目は40ページでございますけれども、社会福祉団体等補助金の中の白老宏友会。これは17年ばかりでしょうか、継続して年賦払いをしてきておりますけれども平成15年をもって完了をいたしてございます。それから44ページ。(6)の福祉バス運行経費の18、備品購入費でございますが、これにつきましては5年間の年賦が15年度で終えたとなっております。

それから次に15年度に新たに取組んだ事業について申し上げます。48ページ。(6)の公共施設トイレ改修事業。15節の工事請負費です。オストメイト対応トイレ。いきいき4・6で整備をいたしたものでございます。これにつきましては年次計画をもって実施をしていくということで、15年度がスタートの年になってございます。

次に52ページ。(6)の北吉原ふれあいプラザ前庭簡易舗装事業。臨時事業費でございますが、この整備を終えてございます。あとの事業につきましては概ね例年どおりの事業内容ということになってございます。以上でございます。

委員長(小西秀延君) それでは早速、委員からの質問を承ります。挙手の上、お願いします。はい、吉田委員。

委員(吉田和子君) まず、先に2点ほど伺いたいと思います。最初に、各課に伺っていたんですが、決算書の方で不用額というのがかなり出ているところがあるんですが。健康福祉課の方だと思うんですが、老人福祉費。いいんですね。健康福祉課になるんですね。決算書の105ページです。老人福祉費というのが760万くらい不用額として出ていまして、扶助費が430万くらいになっているんですが、これはどういうことでこういう不要額が出たのか、1点お伺いしたいと思います。

それと2点目なんですが、43ページの敬老会の関係について伺いたいと思うんですが。敬老会というのは71歳以上。16年度からは72歳以上になったのかな。2年ごとに1歳ずつ繰り上げていくという方式で少しずつ経費を削減しているということなんですが。対象が3,463人というふうになっています。これは各町内会が担当をして開催をしているわけですが、ですから、各町内会に人数分

というのが支給されているんじゃないかなと思うんですけど、その後の経過というのは聞いていますでしょうか。というのは、どれぐらいの人数の方が出られているのかとかね。どういう形で実施しているのかとか、そういうことのある程度掌握はされているのかどうなのか。その点を伺いたいと思います。

委員長(小西秀延君) はい、三戸課長。

健康福祉課長(三戸功二君) 1点目の質問はちょっと後で申し上げます。

まず、2点目の敬老会の関係でございますけれども、今、委員が言ったとおりですね、15年度においては71歳以上。16年度からは72歳以上ということになってございまして、最終的には75歳までということで計画をいたしておりますけれども、15年度の3,463人につきましては71歳以上の全体の数でございます。私どもの方といたしましては、この敬老会の実施につきましては町連合の事業として町連合に補助をいたしているわけでございますけれども、町連合がまとめていただいて、各それぞれの単位町内会、あるいは連合町内会でそれぞれ開催しているという状況でございます。ちょっと冒頭、説明漏れがあったかなと思いますけれども、15年度において実は従来一人当たり3,000円というものが2,800円に減額の改正をさせていただきました。それと、それぞれの町内会に運営費として出しておりました15,000円を10,000円ということ。それから、町連合の事務費として15万円を5万減額して10万円というようなことで実施をさせていただいております。それで、3,463人の対象の方の出席の度合いということにつきましてはですね、今、私ども正確には掴まえておりませんが、過去のだいたい経過を見ますと、だいたい6割から6割5分、そのくらいの出席率かなというふうに思っています。ただ、私どもの方としてはですね、出席率はそういう形になりますけれども、出席されない方においてもちょっとした記念品を全員にお渡ししていただきたいというようなことで、それで全員に対しての支出をいたしてございます。以上でございます。

事務局長(山崎宏一君) ちょっといいですか。今、吉田委員の一つ目の老人福祉費の扶助費の関係で430万、町の不用額が出ていますと。この内容ということなんですけれどもね。今ちょっと、健康福祉課の方とも話をしたんですけども、成果説明書の方の45ページの上の方に扶助費の関係が載ってございますけれども、これからすれば健康福祉課じゃなくて町民サービス課の方の老人医療費の方の関係に該当するかなということで、ちょっと福祉課の方では答弁できないような状況になりますのでご理解いただきたいと思います。

委員長(小西秀延君) 吉田委員。

委員(吉田和子君) 今、敬老会の手法についての出席割合というのが出ていますけれども、年に一回の行事として町内会はそれぞれ各対応をしていると思うんですが、金額としては結構大きい金額になっていますよね。一人2,800円が高いか安いかわかるというのは各町内会の手法、やり方によって違うと思いますのでね。それぞれ支給された金額で何とか補っているんじゃないかなと思うんですが。出席率がやっぱり、いろんなことを考えていくと今後この手法というのがどうなのかなということと、それから、全町内、全部そういう敬老会として開催をしているのかどうなのか。その辺は掌握はされているのかどうなのか。町内会によってはやっぱり、役員の方も高齢化になっているということ。自分たちが本当は主催される側なのに、主催者になっていることも今後の課題として今、出てきているのではないかなというふうに思うんですけども。そういうことを踏まえて、もうちょっと違った形の手法とかかというのを考えられたことがないのかどうなのか。その辺をちょっと伺いたいと思います。

委員長(小西秀延君) はい、三戸課長。

健康福祉課長(三戸功二君) 敬老会の手法ということなんですが、ご存知のとおり、この敬老会事業につきましては元々は町の主催で実施してきたという経過がございます。それが、人数が段々増えてきて会場の設定もなかなか難しくなったりですね、あるいは出席の方々も結局いろんな地域から一堂に会してやっても、知らない人がたくさん横にいたりとかですね、そういうことでその辺の見直しのことが相当以前に議論されまして、それでやはり長寿を祝うですね、そういう機会というものを身近な地域の中で実施してはどうかということでスタートしたのが今の形になってございます。そういう中で手法という部分で行けばですね、やはり地域の中で地域の方々に長寿のお祝いをしていただくというやり方そのものについては今の形がいいのかなというふうに実は考えております。それぞれ地域の中でおやりいただく内容につきましてはですね、当然町の補助金、あるいはまた町内会の予算をもってやられるところもあろうかなというふうに思っていますが、少なくとも町が今、私ども15年度で若干減額はさせていただきましたけれども、他の自治体との比較からいっても相当手厚くなっている部分ではないのかなというふうに思っておりますので、そういうところは各町内会さんの方でいろいろ工夫、苦心してやられているとは思いますが、今の町内会単位の手法、それと補助金の額についても出来る限り大幅な減額のないような形で実施できればなど。担当課としてはそういうふうに思っておりますけれども。

あと、出席率の関係につきましてはですね、なかなか対象の方も高齢になってきますと、いろいろな施設に入られているとか、病院に入られているとか、そんなような状況の中でなかなか100%の出席率にはなっていないのかなと、そんなふうには捉えてございます。この手法と言いますか、出席率に見合う補助金の支出というようなことも我々の方も実は検討の一つにはしているんですけども。先ほど申し上げましたように、欠席の方においても記念品をお渡しいただくというようなことを踏まえながら支出している関係もございまして。各町内会においてはですね、出席された方だけの補助金ということになると、これは連合会の役員会なんかでも話を聞いておりますけれども、それ以上の減額に繋がるような形というのは非常に厳しいというようなお話しも実は聞いてございまして、現状の形を当面取らせていただきたいなど、そんなふうには思っております。

委員長(小西秀延君) 他にございますでしょうか。はい、根本委員。

委員(根本道明君) 42ページの下段の高齢者世話付き住宅支援事業。これ250万ほど8世帯。1世帯当たり30万なんですけど。これの内容を知りたいということと、この内容をどのようなことでこのぐらいの金額があったのか。それから、その下の緊急通報システム端末設置事業ですが、約200万ほど出ているんですが。これは、支援住宅の中には設置されていたんじゃないかなと思うんですが。これは別な所なのかな。これは毎年1件ずつ……。それじゃあ、経常的にこれは上がってくるものだと思いますが、この事業が10台って言うんですから1台当たり19万、約20万ぐらいするんですが。確か、昔ベルか何かでやっていた、そういうふうなものがあったようにも覚えがあるんですが。何かで読んだことあるんですが、例えば高齢者の所からベルでもって知らせるといふような、20万もかけないでそういうふうなものもあると思うんですが、そこら辺の兼ね合いと言いますか……。

委員長(小西秀延君) 三戸課長。

健康福祉課長(三戸功二君) まず1点目の高齢者世話付き住宅生活援助員等派遣事業でございますが、これは対象世帯8世帯というふうになっているようにですね、日の出団地のシルバーハウジング、

1棟12戸のうち2戸がシルバー対応ということになってございまして、そこには当然緊急通報システム、あるいは住宅内部もバリアフリー含めたそういう対応になってございまして。そこに入居されている方々に対して日常的に安否確認を行ったり、あるいはいろいろな相談を受けたりというような事業でございまして、これを社会福祉協議会に委託してございまして。その人件費が主ということになりますけれども、これは国の補助制度の中でやってございまして、この8世帯分の2,541,000円については、概ね内容についてはそういうことで日の出団地のシルバーハウジングに対応する予算でございまして。

それから緊急通報の設置台数10台192万でございまして、これにつきましては毎年更新しているものでございまして、従前毎年更新しておりますから当然台数的には増えて来ているんですが、なかなか古い時代に付けたものがやはり今の機器とちょっと状況が変わって来たりしているものですから。ちょっと申し上げておかなければ駄目なのは、この緊急通報システムについては今言ったシルバーハウジングとは別の一般世帯、そこの方々に対応しているものでございまして今、約150世帯ぐらいになりましょうか、そういう方々に利用していただいているものでございまして。今、根本委員おっしゃいましたベルと申しましょうか、この通報装置そのものにつきましてはベルと言いますか、ペンダント式の押しボタンだとかですね、あるいは電話のところを押す装置ができたりするものがありまして。それは全部日中につきましては社会福祉協議会、あるいは夜間だとか祝祭日なんかの緊急時につきましては消防に入るといようなことになってございまして。そういう何か起きた時に緊急的に対応できるようなシステムということで、もうこれは何年ぐらいになりましょうか、歴史をもって整備を進めてきているものでございまして。以上です。

委員長(小西秀延君) はい、根本委員。

委員(根本道明君) わかりました。1点目の高齢者、これは補助金が来るからこのようにして毎年行っているという。社会福祉協議会に任せてやっていると言っていますけれども、利用者のかたと申すか、あそこに8世帯1箇所にあるんですけれどもね、これはどうなんだろうかな。もっと効率よく、補助金できているんだからいいのかなと思うんですけれども。月3万ぐらいずつかかっているわけなんですよね。そして、これで効果が上がっているというか、中に入っている人がたは非常に、通報とかそういうふうなことだけというか、例えば相談とかそういうふうなことでそれだけの経費がかかるということですね。

それともう一つ、緊急通報端末装置事業なんですけれども、10年ぐらいこういうふうに行っているんですけど、これからもっともっと、これを利用したいとか、ぜひ、家にもつけてくれというふうな人が多分いると思うんですよ。これからどんどん増えていくと思うんですよ。それで、この20万ぐらいのものがもっと安くたくさんつけてもらえるような、そういうふうな機械と言うか、今はそういうふうなものが出ているんじゃないかと思うんですよ。そして、また消防の方にあれするんじゃないか、その地域でそういうふうなことが出来ないものなのかなというふうにも感じるんですけども。そこら辺の考え方はどうですか。

委員長(小西秀延君) 三戸課長。

健康福祉課長(三戸功二君) 高齢者派遣事業の関係なんですけど、これは補助金が来ているからやっているということ以前にですね、要はシルバーハウジングという制度をもってこの事業に着手したという

ことなんです。国の制度上でシルバーハウジングという制度がございまして、それに則って日の出団地につきましては1棟のうち2戸なんです。そういう事業をスタートさせたということで、当然それについては国の補助も入っていますよとそういうことなんです。内容につきましては先ほど申し上げましたように当然そこには緊急通報システムもございまして、あるいは緊急の場合のそういう機器を利用する以外にも生活いわゆる援助員というものが日常的に安否確認したり、もちろん相談ごとにも乗ってございます。そういうようなことの事業展開でございまして、高齢者の方の安心を確保するということが大きなあれになってございまして。これは社会福祉協議会に委託をしておりますけれども、この事業そのものについては国のシルバーハウジングという制度の中では、中ではと言うか、そういうシステムそのものについてはやはり入居者の方々におかれては相当安心されている制度なのかなとそんなふうに思っています。

それから、緊急通報システムの関係ですが、当然緊急通報ですから何か緊急的に起きた時の対応ということになるものですから、当然消防との連携というのは当然必要になります。地域でのというお話でございましたが、これにつきましては当然緊急通報システムの申請をされる時に地域の協力員というものを一緒に申し込んでいただくことになってございます。だいたい2名から3名、協力員という方を申し込み時に通告していただくことになってございまして。一番最初に例えば消防に入ります。消防に入って、対応できる内容のところについては対応して、ちょっとしたことであれば協力員の方に連絡して、ちょっと見ていただいけませんかと、そういうような地域との関わりも持ったシステムということになってございます。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) 1、2点お聞きしたいんですが。41ページの循環福祉バスの事業状況について資料出していただきましたのでちょっとお尋ねをしたいんですが。平成13年までは事業委託料1,700万程度の予算の中で事業が出来ればよいということで循環バスを導入したというふうに理解はしているんですが。平成15年の状況を見ていると事業経費が約1,900万、それに利用料164万を引くとかかった経費が1,763万ですか。ということになると、だいたい最初の見積もりどおりに動いているのかなというふうに思うんですが。そこで先に聞いておきたいのは委託料だいたい1,700万前後だったものが平成15年に運行経費というか事業経費なんでしょうけども、1,927万になっていますよね。この上がった差というのは、これは何に基づくものなのか。その辺りをひとつ教えてください。

委員長(小西秀延君) 三戸課長。

健康福祉課長(三戸功二君) 委託時と、いわゆる補助事業として運行する一番大きな違いはですね。まず、100円のご負担をいただきますよということでスタートしておりますけれども、補助事業の関係についてはですね。その時には委託時と大幅に変わっているのが路線数、それとバス停の数、これが大幅に充実してやりました。大きな違いはそこでございます。当然、路線数が違えば全体の走行キロ数が違ってきますから。一番この運行経費の大半を占める人件費、あるいは燃料費、これらが増えているという結果でございます。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) 路線数を増やして、バス停なんかも増やしながらいままで従来どおりの、だい

たい経費で1,700万台で押さえているということは見事に計画どおりに行っているなというふうに見るわけですが、数字を見ていますとだいたい15年の1年間で利用者数なんかはだいたい毎月固定した数で運行できているなというふうに思うんですが、だいたい決まった方々が利用されているのかな。新しい発展だとか、違う人が乗るとか、そういうふうにはならないのかなというような感じもするんですが、これはやってみて、この事業に対する評価、住民の声というのはどんなものなのかなということと、今、改善しなければならないものというのがどんなふうに出ているのか、その辺り教えてください。

委員長(小西秀延君) 三戸課長。

健康福祉課長(三戸功二君) 利用者の関係なんですが、確かに委託時とこの補助制度に移行してから大幅な利用減・増には実はなっていないんですね。実は私どもの方もどなたでも乗れますよという形の、そういうシステムにしたわけですから、本来であればもう少し利用増があっただけいいのかなというふうには実はもくろんでおりました。もちろん、その増によっていわゆる利用料金もそれなりの見込みを実はしていたという経過があるんですが、実態としては、利用者の増がなっていないというところがありますので、おそらく、これは想定でしかありませんが、委託時に乗られていた方々がだいたい大半が固定していると言いますか、多少の出入りはあるんでしょうけどもだいたい同じような人が乗っている。で、その中で結局今まで65歳以上は皆さん無料だったんですが、今回71歳以上だけになりましたから、その間の方がたが、乗られる方が100円をお支払になっているというそういう状況なのかなということ。この辺についてはですね、若い方含めてもっと利用していただきたいなというふうには実は考えておりますけれども、そのための利用していただく上での策として何があるのかなというところは今、いろいろ模索中なんですが、どうしてもやはり若い層の方というのはですね、バスに乗られるよりもお車をお持ちの方が多く、車でパッと行くのが便利があるのかなというようにことなのかなというふうには捉えています。ただ、小学生・中学生なんか結構利用している状況もございます。そんな状況もございますから、ぜひですね、PR不足と言えるかどうかわかりませんが、これだけ動いていますからバスの運行そのものについては2点目のご質問にもなりますけれども、やはりこの制度そのものについては高く評価されているというふうには実は考えております。そういう声も聞きますし。ただ、中にはやはりどうしてもお年寄りになれば特にそうだと思いますが、バス停まで行く距離の問題だとか、あるいはもう少し小まめに走ってもらいたいとか、そういういろんな要望も聞いてございますけれども、概ねこういう足の確保というものについての評価はいただいているのかなというふうには思っています。

改善策という部分につきましてはですね、私どもの方も皆さんにお乗りいただく部分の策とすればですね、より充実を図っていくのが一つの策なのかなと思いますが、今、申し上げたようなバス停の問題だとか、もう少し路線も小まめにというような部分。ただ、それが結局それイコール利用増に繋がって経費そのものの増に繋がらなければいいんですが、当然、路線数を増やすとかそういうことになりますと当然経費にする直結する話なんですね。私どもの方も今、1,700万、約1,800万近くなるんですが、そこのところを一方では流通して利用を増進を図りたいという思いはあるんですが、また一方ではなかなかこれ以上の経費をかけてというのは難しいなというふうには実は考えておまして、現状の中でどういう方策を取れるのか、いろいろ検討もしてございますけれどもなかなかいい案が浮かばない。ただ、経費の増に繋がらないような形の中ではバス会社に申し上げているんですが、基本的にまずコス

トの削減をしてくださいということを実はお願いしてございます。そして、特に人件費が主になりますから、そういう部分では例えば今まで職員でおられた方、退職をされた方なんかの活用なんかも含めて人件費の高騰にならないような、そんなお願いもして今やっているというのが実態でございます。

事務局長（山崎宏一君） 委員長が10分ほど席を外しましたので副委員長の方で進行役を。すぐ来ますので、すみませんをお願いします。

副委員長（斎藤征信君） だいたいわかりました。私は公営住宅のすぐ傍に住んでいる関係で毎日喜んでバスに乗っておられる高齢者の方々の姿を見ていてね、本当にやはり必要な事業だなというふうに見ておりますし、評価としては高いものがあるなというふうには見ているんですが、心配しているのは今までかかった経費がさらに町に負担かからないようにしていくために、1,700万かかるのであれば、それをさらにもうちょっとでもいいから下げるように工夫ができるかどうか。そういう見込みというのがないかどうかと考えたものですから。ただ、100円の利用料で経費が浮くなんてことは絶対はないだろうというふうには思っていますので。今、お答えも全部今、出されたのではないかと思いますので。中身はわかりましたので、なお経費を少しでも減らすような努力をお願いをしたいというふうには思っているわけです。

もう一つ別な面で今後は聞いてみたいんですが、47ページの人工透析患者の送迎なんです。人工透析送迎サービスが年間30人利用しているということで、人工透析者だいたい週1回から3回くらいまで様々な方がおられるんでしょうけれども、回数にすると30人が週にそれだけ使っていくと年間にとすると相当の送迎回数だなというふうな気がするんですね。で、実際にはそれに700万ぐらいの予算がかかっているということですね。今や、この透析患者というのは本当に、その人達というのは大変苦労されていることだというふうには思うんですが、なるべく手短な所でできないんだろうかってね。その機械なんかを導入した場合にどのぐらいで出来るのか。町立でやれないものなのかどうなのか、検討したことがあるかどうか。前に医者がないから駄目だとかってというような、そんなことを聞いていたような気がするんですけども。検討したことがないのかどうなのか。その辺りお答えください。

事務局長（山崎宏一君） 委員長が戻りましたので、委員長がまた進めます。

委員長（小西秀延君） 三戸課長。

健康福祉課長（三戸功二君） この人工透析の送迎サービスなんです。今、委員がおっしゃるとおりですね、この事業に登録している対象者につきましては30人程度なんです。それで、年間の送迎の総回数からいきますと、平成15年度においては7,133回ということになってございます。主に苫小牧が多いわけですがけれども、一部東室蘭の日鋼サテライト病院、苫小牧については日翔病院、王子、それから苫小牧市立病院、江夏泌尿器科医院、千秋医院と、こういうような中で年間7,133回という15年度の実績がございまして。それで、身近な地域での、いわゆる町立病院での展開の検討ということですが、これにつきましては私どもの方でその検討をしたという経過はございませんけれども、過去の議会本会議の中でも病院の方からご答弁されているかなと思いますが、いろいろ検討はされたんだろうと思いますが利用者の問題とか、機器整備の問題、あるいは医者の配置の問題、そんなことということのご答弁があったというふうには私は理解してございます。以上です。

委員長（小西秀延君） 斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） 実際に人工透析患者の医療費の負担なんか悪くなっている、医療費が高騰

してくるというようなことも聞いてはいるんですけども。今、どこの町へ旅行してでも、その場所で人工透析が受けられるということがだいたいみんな取り上げられているというふうに思うんですね。実際に私も病院にちょっといた時に隣に人工透析の患者がいて、透析を受けるとその日一日は具合悪くて休んでいて、だから本当に短い時間でパツと動かないとなかなか時間が取れないんですと。だから、時間が保障されていないものだから、実家へ戻るのもなかなか難しいし、大変なんですよという話を聞いたわけですね。だとすれば、本当にどこの町でもそういう困っている人達に便宜を図ってあげられることが出来れば、一番いいことだなというふうには思っては聞いてはいたんですがね。実際に今の話で、確かに健康福祉課の範ちゆうではないのかもしれないけども、やはり病院の方にそういうふうな政策をとっていくべきじゃないかというような提言というのはしていけないものなのかどうか。その辺りはどうなんでしょう。

委員長(小西秀延君) 三國谷助役。

助役(三國谷公一君) 人工透析の問題につきましては、これまでいろいろと議会の中で議論されておりました。私も記憶の中では三戸課長が答えたような、病院として施設整備の面からちょっと今の状況では厳しいよという中で、こういった患者さんの身体的な負担でありますとか、経費的な負担を少しでも和らげるということで、この送迎サービス事業等にしたとこういうような経過でございます。結論からいきますと、斎藤委員おっしゃるように確かに町立病院にあれば、透析ができるような状況になれば患者さんにとってこの上ないことなんでしょうけれども、やはり病院の経営上の問題からもなかなか厳しいものがあるなというふうには考えています。ただ、今後ですね、今、町長も答弁しておりますが任期中には町立病院の運営も含めて一定の結論を出すということになっていきますから、当然一つの結論を導く中ではこういったこともさらに検討はしていかなければならない問題だなというふうに思っています。ただ、今の状況の中ではなかなか30人の患者さんがおられることは十分理解しているんですが、そういった運営上、経費的な面から果たして可能なのかなということは、厳しい状況であるというような認識は持っております。以上です。

委員長(小西秀延君) 他ございますか。はい、谷内委員。

委員(谷内勉君) 42ページの中ほどに書いてあります、配食サービス事業についてちょっとお伺いしたいんですが。実際、今、1,100万ぐらいかかっているということで、この辺についてですね、配食される方、これは条件的なものがあるのかどうか。いろいろな条件ですね。それと、毎日1食とか、その辺の条件というのはどうなんでしょう。それとあと、本人の負担について。この辺についてお伺いしたいと思います。

委員長(小西秀延君) 三戸課長。

健康福祉課長(三戸功二君) 配食サービスにつきましてはですね、条件と申しますか、当然、自分で日常的に食事を作ったり、そういうことがなかなか難しい方が、基本的に一般的にはそういう方が対象になりまして。配食サービスをするかどうかという判断につきましては地域ケア会議というのがございまして、その中で当然行政もそうなんです、例えば、いろいろな介護サービスを受けている人だとすればですね、そこにケアマネさんがおりますし、そういう方のいろいろなご意見を聞いてですね、そして、そういうサービス提供をするのが妥当かどうかという判断をしてですね、そして、配食の決定をしているということになってございます。毎日1食がどうかということ、それから本人負担ということな

んですが。今、私どもの方でちょっと検討すべきなのかなというふうに思っているのはですね、実はこれは月曜から土曜日までなんです。日曜日がないんです。その辺の拡大はどうかというところはちょっと今、若干検討はしておりますけれども、当然、そういう展開をすれば経費増にも繋がる話ですから。あと、それぞれ利用者の方のそういう要望の度合いがどの程度なのかという、そんなこともいろいろ調べてみなきゃ駄目なんです。あと負担の問題につきましてはですね、最低限食材費ということで400円頂いているんですが、これも400円というのが高いか安いかということになるのかなというふうに思いますけども。だけでも今、結構長い歴史ですから400円というものは皆さんにご理解いただいているのかなというふうには実は思っております。以上です。

委員長(小西秀延君) 吉田委員。

委員(吉田和子君) 私も配食サービスのことでちょっと質問したいと思っていたんですが、配食サービスは横出し上乗せのサービス事業というふうに捉えているんですが、この配食サービス自体は本当に一人暮らしの方とか栄養のバランスを取るとか健康ということを考えると大変大事な事業だと思うんですが、財政のプログラムの中にもありますけれども、上乗せ横出しのサービスというのはこれからかなり厳しくなるということもあったんですが、この11,011,000円という金額。今、個人負担が400円ということなんです。ちょっと今、こういう計算をしているのかどうか分からないんですけど。利用人員が79人と、で、配食数が12,975食だと。だいたい配食数で割ると848円という金額がだいたいかかっているんですね。ですから、これは材料費にももちろん手をかけること。それから1件、1件のお宅を訪問しながら、これはボランティアの人にも応援してもらっているはずですけども、配食をして。また健康、それから声かけをしたりとかという、いろいろ2重3重のことをやっているということはわかるんですが、これはこの事業自体を委託業務と言うのかな、委託をしているわけですね。その委託の関係で、ここと決めてずっとそこでやっているのかどうか。それから委託先の検討というのはね、もうちょっと単価的に安く出来ないかどうかという。単価的に安くなれば個人の負担の部分ももしかしたら、もし、この1,100万かけてもいいということになれば、個人負担が少なくなるということにもなると思いますし。もちろん配食サービス事業をずっと長く継続させていくためには、そういう民間の委託ということも考えられることではないのかなとちょっと思っているんですが。その点どういうふうに考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それが1点と、それから、この間町民サービス課の方の話の中で国保会計というのがかなり厳しいと。そういう中で今、一番期待が持たれるのは健診をしっかり受けて、健康診断を受けて、で、今、健康日本21を白老は作成していますよね。そういうことで健康づくりの行事がかなり多くなっています。ただ、健診数も減っていますし、それから健康づくりの人員というのも、だいたい健康診断を受けている方と人数的に変わっていないとかね。比べられるものは何ももないんですけど。ただ原点的には自分の健康管理というのは自分がやるべきだというのはわかるんですけども、白老町として国から選ばれて健康日本21を作ってこの行事をしていく、そして、そういうことが介護保険は42ページにもありますけれども、いろいろな介護予防を受ける機会が、寝たきりにさせないとかということいろいろな手を尽くしている中で、健康福祉課としてその成果と、それから健診率の向上とそういうものに繋がっていく手法というのを何か考えなくてはいけないんじゃないかなという。で、これは私は健康医療福祉ネットワークづくりもやって、先生の出前での、出張してのいろいろな健康相談もやっていますけれ

ども、そういった中での訴えかけだとか、それから、私が前にお話ししたように健康診断の受診率の中に結果の報告が載っていることがすごく必要なことだろうなということで、結果を載せているんだなというふうにわかったんですけども、そういうことでの町民への広報のあり方だとか、全てを含めて総合的に健康づくり、病気にならないための施策というのをきちんと組み立てていくべきじゃないかなというふうに思うんですけども。その辺どういうふうに考えているか伺いたいと思います。

委員長(小西秀延君) 三戸課長。

健康福祉課長(三戸功二君) 1点目の配食サービスの関係の委託先の検討ということなんですが、現状を申し上げたいと思いますけれども。現状につきましては社会福祉協議会に委託してございまして。要は社会福祉協議会でデイサービス事業を展開してございまして、あそこで当然食事を作られるという、そういう流れの中で一緒に作っていただくということになってございまして、あとはそれぞれ配送するわけですけども。民間の委託先というところについてはですね、私になってからの検討ということは正直申し上げてしたことはございません。全くそのためだけの食事を作るということでなくですね、デイサービス事業を利用されている方の食事と同じく作っているという面からすれば、若干コスト的にはダウンと言うか、あれになっているのかなとそんな感じはしておりますけれども。今、おっしゃるようなもっとこれを別な他の民間にあれした時にどうなるかというようなことについてはですね、いろいろ比較はしてみたいなとそんなふうに思います。

それから健診関係。いわゆる健康づくりのためのことなんですが。健診率の向上という問題についてはですね、議会でもいろいろご指摘も頂いて私どもも向上に向けてのいろいろな努力はそれぞれしているわけなんですが。なかなか全体の率の向上に繋がらないというのがこの何年間の実態なのかなと。その辺の状況と言いますか、これが適切な理由かどうかはわかりませんが、一つにはやはりお年寄りが段々増えてきている関係がございまして、当然年をとられると有病率が高くなるというのはこれはまず一つの自然の流れ。そういう中で日常的に病院にかかっている方が結構増えている。その中で結局日常的に自分の健康のチェックをされているという状況がございましてね。そういう部分でわざわざ健康診査そのものに来られていないというものが、一つの理由の中には入れてもいいあれなのかなと、そんなふうには実は私どもは捉えております。それと、結局この健康診査は40歳以上ですから私どもの方もこれは15年度から取り組みましたけれども、40歳になりましたよと、ここで一つ皆さん健康について関心もっていただいたらどうですかというような、40歳到達者の方にそういう健康診査の受診の督促も含めてご案内を実は始めました。40歳到達者の方にですね。そういうことで、いろいろ健康に気をつけていただきたいよということのきっかけづくり、40になりましたよということのご案内差上げて、そんなことのご案内もさせていただいております。あと、やはり15年度におきましてはですね、前年度から受診者数が若干ちょっと減ったという状況が実はございました。この辺はですね、一つの捉え方としてですね、やはりPRと言いますか、15年度においては実は直前のちらしというものを廃止した経過がございました。広報でいろいろ周知はさせていただいているんですが、なかなか広報だけでは十分でなかったのかなと。例えばこれは今年度の話になりますが、そういうことの反省も踏まえて今年度はちらしを復活させまして、これまでのいろいろな健診時においてその直前にちらしの配布をさせていただいておりますが、それぞれの健診項目において受診者数が結構伸びてきております。先般も9月の定例会で生活習慣病の補正予算をさせていただきましたけれども。そういうようなことでPR

効果、ちらしの効果というものも大きなあれになるのかなとそんなふうに思っております。

健康づくりの関係はですね、まさに町長も申し上げておりますように、いわゆる病気の人を作らない、そのための健康予防と申しましょうか、そういう事業をやはり少し力を入れていろいろやっていく必要があるんだろうなということで、この辺につきましては今、かなりの健康づくり事業というものを実は実施してございます。その評価につきましてはここに来られている方はいいですよ、まだ。そして、皆さんもおっしゃっていただいているのは、ここに来られた方は本当にこういう事業に参加して良かったという高い評価を実はいただいているんです。ただ、そこに参加されていない多くの方がまだいらっしゃるんですね。そういう方々をどういうふうに引き込んでくるか。その辺を今後一つ課題として考えておましてね。今の事業の各地域のいろいろな展開というものも踏まえながらやって行きたいなと。ただ、実は健康づくり教室というのが一番最初に竹浦、それから今、虎杖浜でやっていますね。私どもの方は各地域で展開したいなというふうに実は考えているんです。ただ、それぞれの各地域の展開を保健師含めて職員が先頭になってやるというのはなかなか難しいんです。ですから、竹浦の健康づくり教室にしてもそうですし、昨年からスタートした虎杖浜についてもボランティアさんの参加を極力お願いしているんです。そして、当面は町の方でいろいろな企画を立てたりそういうお手伝いはしますけれども、最終的にはそれぞれ地域のそういう教室の中でボランティアさんの協力を得ながら、ぜひ展開を継続していただきたいんだというようなことでやってきておまして、そういう部分で若干職員の手が抜けてくると他の地域への展開がどんどん出来るのかなとそんなふうに思っています。そういうようないろいろな健康づくり教室ございますけども、そういうことをやっていく上でもやはり地域の人からのいろいろな協力を得ながらやっていかないと、白老全町になかなか展開がしづらいのかなと。そんなことを協力を得ながら進めて行きたいなと思っています。で、その辺の一番最たるものがこの10月からスタートした町立病院のお医者さんによる健康に関してのいろいろな指導・アドバイス、こんなことなんか大きな成果に繋がっていくのかなというふうに思っていますので。いろいろな角度、あるいはいろいろな方の協力を得ながら進めて行きたいなとそんなふうに思っています。

委員長(小西秀延君) 吉田委員。

委員(吉田和子君) 配食サービスの件なんですけど、私は民間委託しなさいということではなくて、これは老人の食事ということで栄養士がしっかり老人食ということでの管理をしているということで社協の栄養士さんがやっているのはわかっているんですけども。ですから、この単価的なものとか、そういったものが本当に妥当なのかどうなのかということも含めてね、いろいろなことを検証してみる必要があるのではないのかなと思って意見を述べさせていただきました。

それから、健康づくりのことなんですけど、今、地域の協力が大変必要だということのお話がありましたけども、各町内会に福祉部というのが出来ているんですね。白老町でヘルパーの資格取得の補助金を出してやっていますよね。それで資格を取った方たちも自主的にそういう福祉部とかに参加しようということになっているはずですので。確か、そういう協働会みたいのを作ったはずなんですけど。そういうのを含めて町内会が働きかけて、町内会単位で出来るような形も今後、含めてやっていったらいいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

委員長(小西秀延君) 他、ございますか。はい、鈴木委員。

委員(鈴木宏征君) ちょっと2点ほど。1点はですね、43ページの確認とさせていただきたいんで

すが。(2)の拠出金なんですね。特別会計、介護保険の。この部分は町の負担分の12.5%でしか。その部分だけの部分なのか。それと12年に措置制度から保険制度に変わりましたよね。措置制度の時も町の負担というのが措置費の中に町の負担分というのがありましたよね。そういう部分と比較・検討するというのは非常にいろいろなところに、医療費から全部含めてですので難しい部分あるかもしれませんが、この12.5%というこの1億5千万ですか、これが措置費の制度の時と比べて町の持ち出しとしてね、12.5%の持ち出しとして増えたのか減ったのかという、そういう検討をもししたことがあるのであればちょっとおしえていただきたいなというふうに思います。

委員長(小西秀延君) はい、山口参事。

健康福祉課参事(山口和雄君) まず、拠出金の関係ですが、これは介護保険に占める給付費、町の負担分12.5%と事務費経費でございます。その合算額でございます。それから、措置制度との絡みでございますが、措置制度の場合については町の負担が25%、4分の1でございます。これが端的に特養の部分で言いますと、措置が25%で、介護保険が12.5%ですから、当然その部分では半分になっているというふうに言えることができますが、ただ、措置の場合には所得によって本人負担がかなり違ってきますので、介護保険は1割負担原則ということで単純に比較的には無理なのかなというふうに思います。ただ、制度的にはそういうことになりますと当然町の持ち分は減っているというふうに考えるのが妥当だというふうに思います。

委員長(小西秀延君) はい、鈴木委員。

委員(鈴木宏征君) わかりました。その部分についてはわかりました。もう一つですが、ちょっと吉田委員とか、他の委員さんの質問にも関連するんですけども、健診や何かの、健診率や何かかなり減った理由としては先ほど課長がおっしゃった、ちらしや何かを廃止したという部分もあるのかもしれませんが、一つはやっぱり前からの課題になっていて検討する事項として町立病院とかいろいろな所で町職員の健診もありますけれども、企業の健診とかいろいろな健診を受けている方のデータを一元化すると言うんですか、町でやっている健診というのはどちらかと言うと40歳以上とか高齢者のデータというのはかなり持っていると思うんですが、今、企業で働いている方のデータというのは非常に少ないと思うんですよ。町民ということからいきますと、やっぱり、そういう若い人のデータというのが非常に少ないという部分で、企業健診ですとかそういう所で健診をしたデータも町の保健婦さんが一括して管理できると思うんですか、そういうことにならないかというようなことを模索していたと言うのか、検討していた時期がありまして、それを引き続き検討しているんじゃないかなと思っているんですが。そこら辺の経過がもしあったらですね。これは結構やっぱり町全体の、町民の健康管理という中では町がやっている健診だけでなく、やっぱり企業がやっている健診、町民全体を考えると多くのそういうデータを持って町民の健康というものを考えた方がいろいろな効果が出てくるというふうに考えますので、ぜひそういうことができないかということを検討したことがあると思いますので、その経過をちょっと教えていただきたいと思います。

委員長(小西秀延君) はい、坂東主幹。

健康福祉課主幹(坂東道子君) 実は健康日本21の計画の中でも事業所健診とか、それから町で行う健康診査とかですね、データの一元化を図るということで取り組みが厚生労働省の方でもされておりまして、実際にはまだ検討中でございます。それで、今ですね、健診データにつきましても委託機関によ

って様々な基準がございまして、まず、そのデータを一元化と言うか、基準化を設けるとというのが今、作業中かと思います。その中で老人保健、あるいは企業の保険、それぞれのところの部分をもっと一括して町民の健康管理という視点の中で取り組みをして行こうということで指摘されていますが、残念ながら今はまだ結論は出ておりません。ただ、老人保健事業の中の健康手帳を交付してですね、その中で様式を若干改良した中で一貫した健康づくりを推進しようという今の流れでございまして。以上でございます。

委員長(小西秀延君) 鈴木委員。

委員(鈴木宏征君) ちょっと話がちょっと復そうするんですけど。住基カードを申請すると、住民基本台帳が、戸籍がカードで発行できるような、そういうシステムになってきていますよね。そういうカードの中にその方の健康情報をそういうものも入れられるような、そういう仕組みにもなるみたいなんですよ。そのカード一枚ですね。そうしますと、そういうカードの中にそういう情報が企業で健診した企業の方ですと、企業の方の情報ですとか。あと老人保健でやられた健診の結果がそういうものに入ってくると、そういう部分でもその人の健康管理の情報というのがもらえますよね。やっぱり、そういうことというのが今、主幹おっしゃったように国の中でもただ老人保健の健康のデータではなくて、やっぱり企業の部分、いろいろな部分の町の中でやっている部分がありますので、ぜひ、そういう企業の部分とか、そういう一元化と言うんですか、そういうものをやっぱり図ることによって町全体の、町民全体の健康管理というのはより明確に指示もできるようなそういう状況になってくると思いますので。指導指示と言うのか、そういうふうになってくると思いますので、ぜひ、早く検討していただいて一元化を図っていただいて総合的に管理ができるようにしていただくように早期に検討していただければなと。これは希望として。そういうことがきっと住基カードの中にそういう情報が入ったりした時に、より重要な部分として、情報として自分も、行政としても持てると。せっかく企業や何かでやった部分は全然行政として情報わからないんですよ。だから、そういうことでなくて、やっぱりそういうことがいろいろなことに繋がっていくのではないかと思いますので、ぜひ早めに検討いただいて一元化できるように頑張っていたきたいと思います。

委員長(小西秀延君) 他にございますか。無いようであれば暫時、休憩いたします。再開を20分からいたします。

休 憩 午 前 11時13分

再 開 午 前 11時20分

委員長(小西秀延君) それでは委員会を再開いたします。介護保険の特別会計に移りますが、こちらの方も特にご説明がありましたら。はい、山口参事。

健康福祉課参事(山口和雄君) 介護保険事業に関しましては、一般的に言えますのは第2期の介護保険事業計画に基づいて15年度スタートを切っているということでございます。したがって、第1期計画と第2期で修正を加えながらやっておりますので、その部分では若干違ってきているのかなというところがあります。それと事前にお手元の方に資料として求められておりました介護保険料の年度別収納状況でございますが、これは主要成果説明書と数字的には収入額が若干違っていていると思います。この辺の違いはですね、主要施策につきましては決算に基づいて未収金、いわゆる還付未済額を含んでい

る金額502,400円が入ってございます。実質にお手元の方に配布いたしました資料につきましては、その部分を除いておりますので実質的にその年度に該当者、いわゆる賦課対象者が支払った額ということでございますので、そこでの若干の開きがございます。そういうことでご理解をしていただきたいというふうに思います。以上です。

委員長(小西秀延君) それでは委員からのご質問をお受けいたします。はい、吉田委員。

委員(吉田和子君) 介護保険制度がスタートした当初、デイサービスの関係なんですが、デイサービスを受けることで車椅子だった方が歩けるということになったという、そういうことで本当にデイサービスの重要性というのは寝たきりを作らないということで在宅支援の大きな支援策としても、1週間に1回か2回来ていろいろな人と接することで、または専門のヘルパーさんとかに接することでそういうことがかなり改善されたというお話を伺っているんですが、今、現在、デイサービスを受けている方はかなり増えて、社協あたりも土日も全部やるようになったんですけども。そういった中の今、そういう状況というのはまだ続いているかどうかということが一点と。

それから、介護保険の収納率が年々下がっているという現状が続いているわけですが、15年度は特に13年から14年度にかけてよりはちょっと大幅に落ちているところがあるんですけども。ちょっと心配していたことは支払わないことで介護を受けた時の負担割合が3割になってきて大きくなるということで、それは今現在いないということでちょっと胸をなでおろしたんですが、それに近い方がいらっしやると思うので、そういう方たちへの対応と言うのかな、どのようにされているのか伺いたいと思います。

委員長(小西秀延君) 山口参事。

健康福祉課参事(山口和雄君) デイサービスのサービスそのものがいわゆる自立に繋がっているかどうかというご質問ですが、今現在、介護保険制度が国の社会保障審議会の中で見直されていますが、実際にその中で論議されているのは各種のそういったサービスが自立に繋がっていないのではないかと指摘なんですよ。それに基づいての新・予防給付を導入しようというのが実態でございます。したがって白老町におきましても当然のことながら効果がある人もいるのは間違いございませんが、思ったほどの効果に繋がっていないというのもまだ実状でございます。これはプログラムにおいて、自立支援策の訓練等が十分行なわれていない傾向があると。いわゆるレクリエーション的なものに若干主体が置かれているのではないかとこの部分もでございます。そういうことでの見直し作業が、今、国の方で進んでいるのも実態でございますので、その辺で今後どうなっていくかというのは一つの課題になって来ようかなというふうに思います。

それから、収納率の関係でございますが、年々低下しているのは事実でございます。で、第1期のスタート時点につきましては、初年度については4分の3が国からの補助でございます。負担が4分の1。次年度が本人負担が4分の3で、国からの補助が4分の1という。こういう形態で、3年度目からは実質的には全額負担というふうになってございます。そういうことからしますと、導入時期から比べた場合についてはやっぱり低下している。本人負担が増えていきますので、どうしても低下しているのかなという部分と。それから、第1期の保険料が月額2,990円、それが2期目に入りまして月額3,200円が平均でございますので、200円ちょっと上がっている形になると。したがって、そういう状況からしても若干低下傾向にあるのかなということは持つことができると思います。収納率に対する

ペナルティがありますが、介護認定審査、申請をした場合についてですね、納付状況をその時にチェックする形になってございます。したがって、その時にチェックして危険性がある、いわゆるペナルティというのは1年から、1年半、2年という形で段階をへります。で、2年以上未納が生じた場合について初めてペナルティが3割自己負担が付されるというものでございます。それまでの間というのは1年については、いわゆる一時差し止める形になりますが、本人に負担していただければすぐ解除する形になります。1年半になりますと、停止しまして、その給付費、本人に戻す部分から一旦全額自己負担してもらって、残りの部分、保険料を差し引いて本人にお返しすると、こういう形になります。ですから、そういうふうにならないような形で申請があって滞納がある場合、未納も含めてですが、そういった場合についてはなるべく払っていただけるような形で個別指導をしております。また、普段から保険料の未納者につきましてはですね、年に2回は当然催告状、それから毎期別ごとに督促状、そういった形でのお知らせをしておりますし、広報にも載せている状況でございますので諸種工夫をしております。それから、年末においては個別的に未納者の所にお伺いをし、なるべくお支払いいただけるように。制度的なことも説明しながらですね、やっている状況です。それから、現在65歳以上につきましてはですね、支援センターを中心に介護保険制度を理解していただくことを含めながら、全件65歳対象者になった場合については訪問しているという状況でございますので、そういったことでのなるべく未納者を増やさないような対策は講じてきているところでございます。以上です。

委員長(小西秀延君) 他にございますか。鈴木委員。

委員(鈴木宏征君) いただいた資料からちょっとお聞きしたいんですが。賦課調定の人数なんですが、平成13年度から15年度まで1,200人ぐらい人数は増えている部分と、それと、普通徴収の人数が700人ぐらい増えているんですが、この部分はどのような状況でこういうふうになっているというふうに、何か押さえているところはありますか。

委員長(小西秀延君) 山口参事。

健康福祉課参事(山口和雄君) これにつきましてはですね、年金の特別徴収の関係から言いますと併合徴収というのは出てくるんですよ。で、併合徴収というのは、普通徴収、いわゆる納付書で納めていただく方と、特別徴収、年金から納めていただく方と、2通り出てくるわけです。1年間に1回、その情報が社会保険庁とのやりとりができませんものですから、最高長くて1年半後にならないと特徴に変更できない人が出てくるという形になります。そうしますと、その場合は普通徴収でその間お支払願うということでございますので、それぞれの形でのカウントを14年度、15年度したということです。ですから、特徴の人数と普徴の人数を合わせたところが14年、15年度でございます。13年度につきましてはですね、実質的に合算された形でカウントを数えましたものですから、若干集計の仕方が違っていたということでございますので、そういうことでご理解をしていただきたいというふうに思います。ですから、当然のことながら14年度、15年度見ていただければ分かるのとおり、高齢者65歳以上の人口に占めるよりもだいたい700人ぐらい多い形になっていると思います。それはそういう形で処理がされているということでご理解をお願いしたいと思います。

委員長(小西秀延君) 他、ございますか。根本委員。

委員(根本道明君) それでは、重箱の隅つつく様な話で誠に恐縮なんですけれども、この介護保険制度、これから非常に重くのしかかってくるのではないのかなと、こういうふうに判断するんですけども。

その中で若干自分で気が付いた部分、これは190ページに在宅介護のあり方についてですね、ちょっと自分で気が付いたことを述べたいと思います。実はですね、私もちょっとそこに携わっているいろいろな相談を受けた中で、一つの実例を上げるとですね。杖ありますよね。4本足の付いた杖1本リースで借りるのにだいたい200円かかるんです。1ヶ月200円かかるんですね。残りは9割は介護保険の方から支払われるということで本人負担は200円なんですね。つまり、1ヶ月2,000円かかるわけなんですよ、1本リースするのに。多分、そういうふうな金額だったと思うんですけども。それを何ヶ月も借りるわけなんですよ。下手したら何年も借りるわけなんですよ。ずっと借りるわけなんですよ。そして、それを買った場合、1本どのぐらいなのって言ったら6,000円以下なんですね。アルミの同じものが6,000円以下で買えるわけよ、用品として買った場合にね。そうしたら、3ヶ月でもって元取るんでないのかと。けども、200円なものだからその人は借りるわけよ。そして、安いと思って借りるんだよな。なぜ、そういうふうにして借りるかと言うと、その人はその他のサービスも受けているわけであって、そして、その人が進めたというわけではないけれども、相談してあれしたならば、そういう制度もあるよと言われれば、やはりそれに乗っちゃうわけよな。そうしたら、それがどうするかと言うと、何となくその本人は200円だからたいしたことないけれども膨らんでいけば、それは町で払うわけだから払う方に見てみたら、これは何かこういうふうな改善がないのかなと。同じようなことが他のところでベッドでありました。介護式のベッドでね。これはもっと金額が大きかった。

それから住宅の改善でも、僕は昔、住宅関係の仕事をしていたものだから分かるんですけども、なぜ、ここまでしなきゃならないのかなと。床フラットにしてやるのは、これはいいんです。フラットにする仕方もあるんですけども。そして今度、そぐわない住宅と言うかね、例えばそういう所に何でこんな立派なと言うか、手の込んだ改修をしなきゃならないのかなと。いくらかかったのと言ったら、10万かかったと言うんですね。敷居の段差を無くするぐらいだったら、大工さん来てやって何ぼかかっても2万か3万で出来るはずなのになって。何時間で終わる仕事ですから。それをドアを改修して、そうやっている。こういうのを見ていたら、介護保険このまま先行ったらこういうのがどんどん、どんどん増えていくのかなと。何かザワツとした。どこで認定をしてどういうふうにしてやっていくのかということ、だいたいその後追跡して調べていったらわかったんですけども。私はこういうふうなことをやっぱりちゃんと審査する人がいてね、そして、こうやってすべきじゃないのかなと指導する人がいてやるべきじゃないかと。その人が指導者なのかどうなのかと思うんだけど。僕に言わせれば、その学校を出て、その建築だとか何とかということが世の中を仕組みをあまりよくわからない人がぼんと入って、そして、ああ、いいですよって。失礼な言い方だけでもね。介護のことには大したプロかもしれない。しかし、そういうふうなところにはちょっとあれなのかなと。疎いのかなというふうな人方がちゃんと指導、この人は指導者でしょ、指導するわけなんだから。そういう仕組みなのかと思うんだけど。そういうふうな事例があったということを、まず報告して、その考え方と言うか、その対処の仕方というそういうこと。

それからもう一つ、将来的にこの介護保険がそのことでずっとやっているわけだから、どのような金額になっていくのか。これから寿幸園の問題あれした場合に、町民のね、最後は町民に跳ね返ってくるわけなんだけど、今の金額が将来どのようになるように試算しているか。その辺を含めて、この2点。

委員長(小西秀延君) 山口参事。

健康福祉課参事(山口和雄君) まず、住宅改修と、それから福祉用具の貸与の関係からお話しさせていただきますが、実質的に介護保険制度の制度としてそのやり方をやっているということです。住宅改修で言えば事後申請という形に制度的にはなっております。そういうことからしますと、今、見直しの中でやはり適当でない、必要以上のものの改修をやっているという実態もあるという事前申請制に切り替える必要があるのではないかということが、今、見直しの中で論議されていると。ですから、従前は改修が全部終わっちゃってから、証拠写真となる改修前の写真と改修後の写真と、それからケアマネの意見を付して申請すると、こういう形だったのが事前にこういうものがこういう所まで必要があるのかどうなのかということで事前に申請して住宅改修に着手するという制度に切り替わる見込みであります。これも今、見直し作業の中でやっているところであります。

それから、福祉用具の貸与の関係でございますが、これも制度的にもどこからどこまでというものがないという制度でございます。例えばベッドについても、これだけの背起こしの機能がいいよと。杖についてもこれだけの用途の機能があればいいですよという解釈を一応立ててあります。ですから、例えばポータブルトイレにしても木製のものから、ポリのものまで9,000円から高いものになりますと7、8万までのものがあります。これは機能によって本人が選択をすれば、そのものがいいというこういう介護保険上の性格になっておりますので、この辺のところは今後どうなるかちょっとわかりませんが、見直しの中で論議されるかどうか聞きませんが、なるべくそういう適当でないものについては法改正をしていただきたいというふうに思います。で、福祉用具の購入につきましてはそういう形で今、指定業者制ではなくてどこから買っても領収書を付ければ交付しますよという形ですので、その辺も改善を加えて業者指定届け入れ制度に変わる見込みでございます。

それから、今後の介護保険の将来的な見通しでございますが、これは厚生労働省の試算でいけば月額最高6,000円ぐらいになるのではないかとというふうに試算が出ております。ただ、これは今の制度を続ければという前提条件が付されてございます。したがって、今、介護保険の対象者ですが、今、65が1号で、2号が40歳以上になっているものを年齢的に拡大して、20歳以上だとか30歳以上だとか、いろいろ厚生労働省では試算をしております。したがって、この対象者が拡大することによって保険料の月額が減ると、それから先ほど言いました新・予防給付を実施することによって給付全体を抑えていくということで試算もされてきております。いずれにしても、その制度が定まってきて始めてですね、うちの方も第3期の介護保険事業計画に着手できますので、その段階で試算をしながらというふうになるというふうに思います。ただ、今のままでいきますと相当な負担増が見込めるのではないかとというふうに思います。以上です。

委員長(小西秀延君) 根本委員。

委員(根本道明君) 一番最後の言葉に負担増が見込めるのではないのかと、期待感を持ったようなものの言い方をしましたけども、これはとんでもない話で町民に負担をさせるということは税金と同じことなんだよ。介護保険も税金も同じことなんだよ。それをいかに少なく、負担をかけないで知恵を使ってやっていくというのが大事なことであって。何となく一般財源から持ち出さないからいいんだ。これは介護保険でやるからいいんだというふうなもの捉え方、これは本当に危険だと思うんだよな。何となく、そうしたらいいのかということを考えるけども、跳ね返ってくるのは介護保険料に跳ね返って来るわけであって、そういうようなことをもっとできるだけ抑えてやる、知恵を使ってやるというふうな

ことが今、行政としては大事なことなことを言うか、そのことが大事なんじゃないのかなと思うんですけども。答弁できないと思いますから、これで結構です。もし、できるのであれば。

委員長(小西秀延君) 山口参事。

健康福祉課参事(山口和雄君) 表現がちょっとまずければお詫びいたしますが、普段、行政がやっている中で当然介護保険料をいかに抑えるかということは常々やはり思って仕事に携わっておりますし、したがって先ほど言いましたとおり65歳訪問でありますとか、そういうことも取り入れながら、また、今回3ヶ月でございましたがパワーリハビリをリハビリでやってですね、いかに効果あるようにして介護保険にならないようにするかとかですね、そういうことも常々努力しながらやってございますので。言い方がまずければお詫びいたしますが、そういうことを普段気をつけながらやっているということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

委員長(小西秀延君) その他、ございますか。堀部議長。

議長(堀部登志男君) 介護保険の資料5の関係ですね、不納欠損が14年度から出てきましたよね。その中でどんどん増えていっているんですけど、これは不納欠損になっちゃうというのは特別、他の税や何かと一緒に期限が来たら自動的に落ちていくというような形なものなのか、特別、介護保険の場合違うのかね。先ほど、未納者の場合はサービス受ける時にペナルティがあるとありましたけど、不納欠損に例えばなってしまったと言った場合に将来的にもし、受けるようなことになった時にはこういうことが例えば影響してペナルティを受けることとか何とかということがあるのかないのかね。それと不納欠損に落ちないような、例えば執行停止かけるとかけないという、そういう問題もあるんですけども。そういうようなことを考えておられるのか、その辺はどうですか。

委員長(小西秀延君) 山口参事。

健康福祉課参事(山口和雄君) 不納欠損の期間ですが、これは2年間でございます。だいたい料の場合は2年間ということになっていきますので、介護保険についても2年間で不納欠損になると。いわゆる未納状態になると。そういう形になります。実際にですね、先ほどもお話ししましたが不納欠損にならないような形のご案内は年末でありますとか、そういう形で行なっております。それから2年間のを停止させるとすれば、当然、個人的なのを支払いますよと契約で執行を停止させる形になります。これは今も、うちの方でお話をして執行停止をして誓約書ももらいながら事前に防いでいるケースも結構件数的にはあります。ですから、こういった利用に対するご相談を積極的に行なっていただきたいということを常々訪問しながらお話をさせていただいている、こういうところでございます。したがって、残念ながら不納決算に生じた方につきましては3割のペナルティはどうしてもやらざるを得なくなる可能性があるということになると思います。

委員長(小西秀延君) 他にございますか。斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) 私も今のところでちょっと一つ確認しておきたいんですけどね。特別徴収と普通徴収がある。その普通徴収の部分で未済額がどんどん増えていくということは、この普通徴収というのは天引きじゃなくて自分から納めていく人達ですよ。というのは、割に所得なんかの少ない人達でなかったと思うんですよ。で、それがどんどん金額がこんなふうに増えていって、未済額が増えていって過年度徴収も2割そこそこ切っていくということは、低所得で大変な人ほどどんどん落ちていってしまうというね。資格を失っていってしまうというような、そういう状況に陥るんじゃないかという

ふうに聞いたんですけども、それでいいですか。

委員長(小西秀延君) 山口参事。

健康福祉課参事(山口和雄君) 一概に収納率から申しますとですね、そうは言えないところがあるんですが、今、ご承知のとおり階層で言いますと1階層から5階層までございます。1階層が一番収納率がちょっと低いんですが、これは1号階層というのはだいたい生活保護者と、それから老齢福祉年金者でございます。で、生活保護者につきましては当然、生活保護費の中で上積みされて出てきますので本来的には全額払われなければならないという部分があります。で、これがケースワーカーの指導の中でも不十分なところがありますので、うちで今、先ほど言いましたとおり誓約書を交わしながら逐次改善を加えていっているところでございます。ただ、現年度の中ではですね、古い方から介護保険料を支払っていないとそのまま2年で先ほど言いましたとおり不納欠損が生じますので、古いから方から逐次納めていってもらう形になります。そうすると、ちょっと金額が貯まりますとですね、そこまで修復かけるまでに1年以上かかっちゃうんですね。そういうことでの不納欠損に陥らないような形の中の古い方から納めていくという、こういう形態を取っておりますね。現年度が若干率が下がるというのはその辺にもあろうかなというふうに思います。ただ、もう一つはですね、5階層が、今、一番裕福な層だと言われているところが15年度については若干収納率が下がっているんです。これは職を持っていて経済的なものの影響があるのかどうなのかわかりませんが、その傾向で若干収入が下がった場合に納められないという傾向もあるのかなという、こんな感じもしていますが。これは推測でございますので、それが確固たるものではないですけどもそういう可能性も持っているのかなと。所得階層の中で一番問題になっているのは2階層で、2階層が非課税世帯で本人非課税だったら全部2階層に入ってくるんですよ。そうしますと、これ生活保護を受けなかったら収入0でも2階層なんですよ。この形をどうするかということで、今、見直しの中で論議されているのは2階層を細分化して2つに分けようかという話になっておまして。で、これが年収、基礎年金が年間80万でございまして、年収80万で2階層を分けてしまっ、2階層の所得の低い人には1階層ぐらいの保険料ぐらいにしようかというのが検討されている最中でございます。以上です。

委員長(小西秀延君) 他にございますか。無ければ介護保険特別会計の審査を終了いたします。ご苦勞様です。休憩取らないで続けて、来て待っていますので、すぐ寿幸園の方に移りたいと思います。申し訳ございません。暫時、ちょっとだけ休憩します。来たら、すぐ再開しますので。

休 憩 午前 11時50分

再 開 午前 11時52分

委員長(小西秀延君) それでは委員会を再開いたします。寿幸園の審査に移りますが、各課にお願いしているんですが冒頭、説明の時間を設けておりますが特にここだけは説明しておきたいということだけを先にご説明をお願いしたいと思います。無ければそのまま質疑に入るという形で進みますのでお願いいたします。それではご説明をよろしく願いいたします。千石園長。

寿幸園長(千石講平君) 15年度の寿幸園の運営につきましては概ね例年どおりの形で推移してきてございます。ただ1点だけ例年と違う点だけ申し上げたいと思いますが、15年度中に入所判定委員会を立ち上げてございます。これによりまして従来申し込み順の入居という形から、真に緊急的に入所

が必要な方から入居という形になりました。この委員会を立ち上げたということだけご説明申し上げたいと思います。以上です。

委員長(小西秀延君) それでは質疑に入りますが、一般会計の部分と特別会計の部分、両方一括にて質疑を受けたいと思います。お持ちの方は挙手の上お願いいたします。吉田委員。

委員(吉田和子君) 小さなことを何点か伺いたいと思います。今、入所判定の委員会を設けてやっているということなのですが、このことによって申し込み順がかなり入れ替わるといえることがあるかどうか。その点で1点ちょっと伺いたいということと。

それから、特別養護老人ホームのこれから建て替えていくという方向性が出ていますのであれなんですけども、たまたま入所の中に介護というか、面倒を見に家族の方が行った時に段々見る方の年齢がいくと、あの降りてくるスロープを怖いと言われたんです。なんか一緒に落ちて来そうな感じがして。いろいろ工夫はしているみたいで、後ろ向きに下がるといいみたいなんですけど、それも怖いということとで何か工夫されていることがあるかどうか。その辺ちょっと伺いたいということと。

それから、今、いろいろな各報道の関係を見ますと、特養に化粧療法だとか音楽療法だとか、それから動物を飼っての、そういう癒しの療法とかかというのを結構用いているところがあって、それがすごく効果があるということがあるんですけども。寿幸園で今、試みている中でそういう効果的なものがあったか。試みてなければ、それでいいですけど。デイサービスなんかで、おばあちゃん方が化粧してもらったり、爪のマニキュア塗っていただいただけでもすごく喜んでいるんですね。そういうのを見ると、毎日わりと変化のないと言ったら申し訳ない言い方もしれない、わりと同じ淡々とした生活になると思うんですね。寿幸園という一つの施設になりますのでね。そういった中で何か変化つけていることとかあればお聞かせ願いたいと思います。

委員長(小西秀延君) 千石園長。

寿幸園長(千石講平君) まず、入所判定委員会の関係で待機者の関係ですが、おっしゃられるとおり、最近申し込まれてそれほど期間が立たないうちに前に申し込まれた方よりも優先して入居されたという方はございます。ちなみに現在の申し込み状況を申し上げますと、55名の方が待機者として登録されてございます。介護区分で申し上げますと、介護1が17、2が8、3が12、4が13人、5が7人というそのような待機状況になってございます。いずれにしましても、判定委員会の委員さん方の意見をいただきながら、やっぱり優先して入居すべきだという方を順位をつけて入所していただいているというそういう状況でございます。

あと、癒しの試みの関係ですけれども、うちにおきましても行事において化粧をしたり、また園外ですけれども池に行くと金魚とか、また庭の方にリスなんか時々現れてくるとそういうものに触れるという機会がございます。補足で前川寮母の方から説明させていただきます。

委員長(小西秀延君) 前川主任。

主任寮母(前川みどり君) スロープの方はですね、確かに坂道の急な勾配でしたら後ろ向きで車椅子の介護をする必要があるんですけども。ずっと長年入所者の方は前向きでそのまま下りていくので、慣れているので。スピードをつけないでゆっくり下りるといふのと、入り口、廊下からすぐスロープになっていますので、ベビーフェンスみたいなものですが、誤ってちょっと理解力のない方がそこにつたわりながら行ってしまいますというようなことは防ぐようにはしております。

あと、化粧療法の方ですけれども、うちの方もそういう意見も出たんですけれども。理容のボランティアの方ですね、女性ですけども、その方の都合のいい時には受け入れをしております。それと、誕生会とか行事の時には園長がおっしゃたようにその方々のお化粧とか、それからですね、ご本人が外へ連れて行ってあげる機会がない時はその季節を持ち込もうということで、早春だったら福寿草を山から取ってきたものを鉢植えにして持って回ったりですね。桜が満開の時は枝ごと、ちょっと寿幸園の枝を切って持ってきて見せるとかですね。夏の七夕の時には役場の横の長野さんの所に素晴らしい笹が生えているんですけども、それを抱えるほど持って、それを持ったまま部屋の中を回るとか、七夕飾りをつけてあげるとか。あと、そういう方の視力障害の方でも嗅覚とか五感が残っている部分には、冬は雪だるまをお盆に載せて持って行ってあげるとか、それをちょっと摘まんで食べるだとかですね。匂いとか、ラベンダーの花を富良野に行った時に買ってきてもらったのを袋に入れて廊下に下げるとか。そういう匂いとか。あとはお話の会の方々を今、受け入れしているんですけれども、地域の方々との交流は積極的に取り入れたいなと思っていますので、買い物に出かけたり、今年はポロトの方にみんなで行ってチセの中で観光客の方と一緒に踊りなんかも見たりしました。あとは、池に鯉がいますので餌をやったりですね、外の花を見に行ったり、そういうのは積極的にやっています。以上です。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) 50ページにある老人憩いの家の中身のことなんです。囲碁だとか踊りだとか、いろいろな様々なことをやっておられるんですけども。表を見ていると開催する日にちが月の中で何日かって決まっているんですね。こういうことでは、例えば碁なんかはいつでも好きな時にやりたいんだとかというような、そういう要望というのがあるんだと思うんですけどね。そういう状況になっていない、決められた日の活動なのかどうなのか。ということとそれから、サークル以外の活動というものの内容と目的なんかについて、全く知らないものですから教えてください。

委員長(小西秀延君) 千石園長。

寿幸園長(千石講平君) 憩いの家の利用の状況ですけども、現在、曜日でサークルの方が集まって利用しているという状況です。例えば、囲碁につきましては月曜日、月に4回。8月、1月だけは月に2回という形で利用してございます。あと、舞踊の方については毎週金曜日。同じように月4回利用という形になってございます。あとは、サークル以外の活動ということで趣味の会という形でこちらの方では捉えてございますけれども、詩吟、白吟会の方がその他に利用されてございます。この白吟会につきましては同じく金曜日午後からという形で、ぶつからないような形で利用されてございます。その他、サークル以外の活動につきましては一般のボランティアの方が園の行事に合わせて利用していただいたり、また、園に関係のない行事で、例えばサマーキャンプとかそのような形での利用もございます。特にこの日、どこどこ以外は使っちゃ駄目だとかそのような規制等は設けてございません。空いている日については支障なければ、主旨に沿って使用していただいているとそのような状況でございます。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) この憩いの家というのは寿幸園の方々、入園している人達も使う、他からの人達も使うという形を取られているのかどうなのか。とすれば、そういう交流という形になっているのかどうなのか、その辺りはどうなんでしょうか。

委員長(小西秀延君) 千石園長。

寿幸園長(千石講平君) 園の行事と言いますか、入園者との交流という形では例えば誕生会等に、先日ですとフラダンスの会の方が来られましてその憩いの家を利用して入園者にフラダンスを見ていただいたと。また、町内の小中学校の方が来園されましてお遊戯とかそのような形で癒しというか、そういう場を設けていただいていると、そのような形の交流はございます。

委員長(小西秀延君) 根本委員。

委員(根本道明君) 寿幸園の口内ケアと言いますか、お年寄りというのは今、食べることが一つのあれなんですけども、その口内ケアの実態はどのようになっていますか。

委員長(小西秀延君) 前川主任寮母。

主任寮母(前川みどり君) 町内の訪問歯科診療の先生方が頼むと来てくださって、入所前に私はどこどこ歯科の先生に入れ歯を作ってもらったとか、ご家族の方からここの先生という指定があるのが、もしその先生が来てくださればそこに行きますし。かかってなければ、名前を出してなんですけど柏村さんとか、それぞれのところですね。今野先生だとか、あちこち。先生も来てくださいますし。ただ、抜歯とかとなると、その方の持っている心臓病だ、糖尿病だということで先生の判断を仰いで、先生が来る時にも緊張して具合悪くなる方とかもいらっしゃるんですね、血圧が上がって。それは先生がこの状態ではちょっと無理という時は先生の判断に任せますけども。あと、歯のない方でも舌がきれいということとはとても大事なことで味覚に影響しますから口腔ケアは寮母さん方がガーゼで、自分でできない、それからうがいもできない方は使い捨ての手袋を使用ですけれども、口の中をガーゼで。商品名あれですけども、コロロというものでちょっと薄めた液でスーっとするミント系ですね、そういうもので口の中をゆすいでやったり。あと、自分でできない方は寮母さんが食後ブラッシングしておりますね。だんだん低下されると皆さん吐き出すという行為ができなくなるんですけども、口の中をきれいにした後さっぱりしていただくということで、誤嚥性の肺炎とかを防いで行こうというふうには考えています。以上です。

委員長(小西秀延君) 他にございますか。無いようであれば寿幸園の審査を終了いたします。ご苦勞様です。暫時、休憩いたします。再開を1時からいたします。

休 憩 午後 0時07分

再 開 午後 1時00分

委員長(小西秀延君) それでは午前中に引き続きまして委員会を再開いたします。午後から町立病院の審査に入りたいと思います。各課に冒頭、お願いをしているんですが、説明をこの審査委員会の冒頭に設けておりますが特に必要なことだけをご説明していただきたいということでお願いをしています。どうぞよろしく願いいたします。それでは審査に入ります。須貝事務局長。

病院事務長(須貝貢君) 決算につきまして、特に説明ということではございませんけども概要を7ページに載せてございます。結果的に75,919,000円の純損失を生じていますけども。財政計画の中では1億1千万ほど見込んでおりましたけども、多少なりとも縮減することができたということを申し添えさせていただきたいと思います。以上です。

委員長(小西秀延君) それでは委員からのご質問を承ります。挙手の上、お願いいたします。鈴木委員。

委員（鈴木宏征君） 一番最初、監査委員さんから監査委員の平成15年度の決算審査の経過報告みたいなものを受けた時に、以前から監査の方から指摘されている部分で、やっぱりこういう状況になっているのは常勤医師の確保ができないということが、そういう状況になっているんでないかということが平成16年度で、ここにも書いていますけども常勤医さんが確保できたと。その対策で地域医療支援センターの医師の派遣制度ですか。これ、前にちょっと制度として見たんですが、2年とか3年とかという派遣が決まっていると。その後と言うんですか、この期限が切れた後はどういうふうになるのかというのがちょっともし、考えていることがあればとか、わかればとか、そういうところでちょっとお聞きしたいんですが。

委員長（小西秀延君） 須貝事務長。

病院事務長（須貝貢君） これは一時的に医師が不足して確保できない、こういう市町村立、公立病院に対して4年間を限度に医師を派遣する制度なんですね。内容的には1年、1年北海道知事との契約で医局から直接来るのではなくて、道を経由して来ていただくという。ですから、お願いする時も保健所経由で道に上がって、そして大学の方に行くというシステムになっています。その4年間の間に必要な医師を確保するというのが原則というか、そういう努力をしなければならぬということですね。今、言ったとおり原則4年間ということで。1年1年の契約更新ということなんですけども、公に言ってもいいかどうかちょっとあれなんですけども、次の先生が一応目途がついて来年の派遣していただけない形になっております。ただ、道との話しでは白紙状態なんですけども。

委員長（小西秀延君） 鈴木委員。

委員（鈴木宏征君） 今の話で一応、平成15年度まではこういう状況で、平成16年度で医師が一人増員されて。こないだ第1回目の病院運営審議会の中で状況というのは聞いているんですが、その後何ヶ月かありますので、患者さんの動向と言うんですか、そのお医者さんが常勤で来て頂いた成果と言うんでしょうか。その後、もし変わっているものがあればちょっと教えていただきたい。

委員長（小西秀延君） 須貝事務長。

病院事務長（須貝貢君） 入院、外来ともにですね、前年度と比較して増えてきております。特に外来のべ人数としてはそんなに極端に増えてはいないんですけども、レセプト件数でいきますと、実人員ですね、いわゆるね、実人員でいきますとかなり、今、グラフ持って来ていますけども、グラフで見ただけであれば分かりやすいんですけどもね。かなり伸びてきております。それに伴って実人員も伸びているんですが、残念ながら収入の方はあまり伸びていない状況なんですね。ということは今回、診療報酬の改正なんかもありましてね、かなりダウンしていますね。そういう上で減っていると。そして、のべ人数が変わらないということは長期投薬、今まで2週間とかって、こういう限度ですから投薬できなかったのが、極端に言うと、その病状によりましてね、2ヶ月でも3ヶ月でも投薬できるというスタイルになってきましたので、決算上においてものべ人数は外来人数が減っているにも関わらず、収入が前年度と比較してほぼ同じなんです。そういうところから見ますと、やはりそういうことが影響しているのかなと。ですから、患者の数だけでは収益は予測できないのかなというふうに思っていますけども。入院も併せて増えてきてございます。

委員長（小西秀延君） 斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） 今のところ、入院患者が増えているのに減収になったと書いてありますよね。

外来患者が3千何人減っているのに90万の増収があったと。今の話と絡めて言えば、もしかしてこの3千なにがしというのが減らなかったらすごい増収に繋がるというふうに考えちゃ駄目なんですか。

委員長(小西秀延君) 須貝事務長。

病院事務長(須貝貢君) 今、申し上げたようにですね、患者自体は、実人員としては減っていないんですね。長期投薬になったので結局、月に2回とか2週間ずつ薬をもらいに来ていたのが1回で済むと。こうすると極端に言うと半分減っちゃった形になるわけですね。通院数からいくと。ですから、実際は4週間分もらっていていますから。そういう意味で極端な減りはないということです。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) 今の件、わかりました。3ページのところを見てましてね、一般会計からの繰り出し金2億7千万はあるわけですね。その中でも平成15年の損失というのは7,592万出ている。そして、累積の未処理欠損が10億という形になるんですね。これだけ繰り出し金をもっていながら、やっぱり15年度赤字になっていく。そして、累積の10億の赤字になるって、大変なことだと思うんですけども。この10億の未処理欠損金という、この中で回収できる見込みというのはどういうふうに計算されているんですか。これは回収とかそういうことではないということですか。

委員長(小西秀延君) 須貝事務長。

病院事務長(須貝貢君) 単純に言いますと患者が増えればと言うよりも、収益が上がればこれは解消できるということになります。一番先の質問にもありましたように、患者の数が増えていっている状況にあります。ドクターが一人増えたことによって患者の数が増えていると。実は収益自体も変わらないと言ったんですけども、収益自体も上がってきているんですが、これを解消するまでに今の段階では至っていないんですね。どうしても一人の先生に来てもらって、それがじわじわ伸びてくるといって、要するに医師に対する患者との信頼関係ができてきて始めて次もかかってもらってと、こういうようなことになってきますのでね。これはやはり、一人の先生が固定してもらって、それが表れてくるといって、やはり半年なり何なりの期間がかかると思うんですよ。ですから、これがもう少し長いスパンで見ていると今の先生がそのまま、先ほど4年を限度にという話をしましたけども、その中でその動きを見ていくことによって患者さんの動向がかなり変わってくるのかなというように。で、そういう中で入院も増えてきつつありますので、そういうことによって収益がよくなっていくことになると思えば必然的にこれも消えていくという。まずは不良債務を無くするということが・・・。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) 確かに収益が上がってくれば、これは消えるのかもしれないですけど、10億って大変な金ですよ。それで、医者確保というのが一番大きな命題になるということなんですけどもね。医者確保は、何か派遣制度が無くなったとか変わったとかってなっていましたね。今までの医者確保するのに、働きかける方法とか何とかというのは変わっていくんですか。

委員長(小西秀延君) 須貝事務長。

病院事務長(須貝貢君) 今までは医局と病院と直接やりとりしていたんですね。医局に直接お願いしてお医者さんを派遣してもらっていたということなんです。今度は大学にですね、北海道3医科大学ありますけども、大学に要請窓口ができたということなんです。そこを通してお願いをするという形になってございます。その辺が大きく変わってきた点かなと。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) 結局は医局から大学になるということ。これは自治体として交渉するのには難しくなるんですか。やり方は、今まで以上に。医局から派遣されてくるのに、しがらみや何からいろいろなことがあったという話もあるわけですけども。そういうものは今度は無くなっていく。だから、医者を確認していくのには自治体として考えれば楽になるのか、もっと難しくなるのか、その辺りはどうなの。

委員長(小西秀延君) 須貝事務長。

病院事務長(須貝貢君) 手続き上の問題ではなくて、医師の確保が難しいというのは絶対的に医師の数が足りないの、そういう上で難しかったということですね。それで、去年かなり新聞に出ていたけども医局との働きかけの中でそういうことがあったということですね。そういう医師を確保する、需要と供給のバランスからいくと難しさは変わらないと思います。ただ、今度の場合は大学の窓口を通すということで透明性が出てきたということですね。ですから、同じ駄目な場合でもこうこう、こういう理由で駄目ですよとか、そういうものがはっきりしてくるということですね。今までは医局と直のやりとりですから、そういう部分では大きく変わっていると思います。透明性が出てきたと。

委員長(小西秀延君) その他ございますか。よろしいですか。無いようであれば、町立病院に関しての審査を終了いたします。ご苦労様です。暫時、休憩いたします。再開を25分をお願いいたします。

休 憩 午後 1時16分

再 開 午後 1時25分

委員長(小西秀延君) それでは休憩を閉じまして委員会を再開いたします。下水道課の審査に入りますが、各課にお願いをしております。冒頭、説明の時間を設けておりますが、特に説明が必要なところだけをピックアップして冒頭にご説明くださいますようお願いいたします。それでは、始めたいと思います。佐久間課長。

下水道課長(佐久間輝男君) 資料で、求められていた資料を提出してございますが、2枚になっています。それで、1枚目が地区別下水道整備調書15年度末というのがございます。これについては見ていただければお分かりだと思いますので省略させていただいて、2枚目のクラウン団地の整備状況調書、16年の10月末現在ということで記載してございますが、これについて若干説明をしたいと思います。

の認可面積15ha、の整備済面積9.74haですが15年度末の面積であります。の地区内世帯数、これは15ha分にかかる世帯数です。166世帯。の135世帯というのは出来上がった9.74ha分の世帯数です。で、最後が整備区域内の水洗化を実施した世帯、87世帯であります。表になりますけれども、整備率については15年度末で当然記載されてあります。参考までに16年度で整備した面積を加えますと全部で10.9haになります。で、整備率が72.7%になります。もう一度繰り返します。16年度末で10.9ha、整備率で72.7%ということになります。で、水洗化率ですが、これは135世帯というのがあります。これは別荘を含んでおります。一応、クラウン団地につきましては17年度で一応の整備は終わらせたいというふうに考えてございます。以上であります。

委員長(小西秀延君) それでは、委員からの質問を承ります。吉田委員。

委員(吉田和子君) 資料も出していただきまして。この水洗化率というのを見ていますと、地域の特徴がある程度出ているのかなというふうに思っていたんですけども。今後どんどんこれから世帯の少ないところの地域とか、それから、そういう別荘地とか、で、私はこの公共下水道の考え方をちょっと伺いたいと思うんですが。これはやっぱり全町くまなく行っていることの方がもちろん理想的なものだと思うんですけども。クラウン団地ならクラウン団地ずっと入っていく中で、今後分譲されるとかも考えられるいろいろな団地。各団地に行くと思うんですけど。そういう伸ばしていく時に、これからの分譲数というのを考えられているのかどうなのかということと。

それから、これから工事していく上でね、これは私が単純なその仕組みがよくわからないで言っているのかもしれないですけど、事前に下水道がここに入ってきますと。そうなった時にそこはどうしてもやらなきゃならないところなのかどうなのか、その辺わからないで言っているんですけど。事前にこの公共下水道が来た時に水洗化にされますかという、そういう調査をするということが必要ないのかどうか。率でいくと6割ぐらいですよ。ですから、かえって今、言われている合併浄化槽の、あれもちょっといろいろ何か仕組みがあるみたいなんですけど、そっちの方に切り替えていった方がいいのかどうかということ、工事していった上で工事が終わってから、工事が終わりましたので下水道がつかますよ、工事されませんかというのではなくて、事前に下水道の路線を延ばす時に事前調査というのを必要としないのかどうか。やっぱり、密集度がどんどん、どんどん減っていきますからね。そういう部分では必要ないのかなって。ちょっと素人考えで申し訳ないんですけど、そんなことを思っているんですが。

委員長(小西秀延君) 佐久間課長。

下水道課長(佐久間輝男君) 下水道の整備につきましては、基本的には市街化区域の中を整備すると。その区域を申し上げれば、下水道の整備というのは理解していただけると思うんです。私どもの町にはですね、旧宅造法によって分譲された土地がございまして、それが住宅がある程度張り付いていると。これを市街化並みの整備をしようということでもって、平成5年に事業の認可を取って下水道を整備しましょうと、こういって事業を進めてきたわけですね。当然、分譲地ですから、いくらの区画があって、これに張り付けば何世帯の何人ぐらいのというそういう想定は当然できるわけですけども。白老町の人口というのは総合計画で一応想定をしまして、この程度と言いますか、2万7千なら2万7千という数字でもって総合計画の中でまちづくりを進めてきましたと。ただ、将来構想はそういうものを持ちながら、現状の人口これは2万2千とか3千とか経過がありまして、今、下がってきていますけども2万1,500、これに見合う整備をしてきたわけです。当然、長年かかって整備をしてきましたから、社台から虎杖浜まで整備をしてきてまして、今は特に12間線沿いの旧宅造法で造成した所も含めて整備をしているわけですが、もうほとんど下水道の面的な整備というのは整備が終了してきてまして、若干ではありますけども中にはあります。整備はしなければならないというのはありますけれども。今、集中的にやっているのが12間線沿いのクラウンですとか、そちらの方を整備しよう。あるいは柏洋団地ですか。クラウンというのが竹浦ですね。それから12間線沿いではあけぼのとか、その上。そういう所を整備してきたわけです。で、これがやはり整備効率が特に悪いと。というのは、住宅の張り付きが想定以上に少ないというようなこともあって整備効率が悪いということで、これが下水道会計を圧迫するような状況になってきていますので、これらを見直して合併浄化槽に切り替えていきたいという

考え方を持っております。で、合併浄化槽の方が今のところ私どもの試算では安くできるだろうと。下水道よりも安くできるだろうと、こういうふうに試算をさせていただきます。ただ、これから詰めていかなければならないのは合併浄化槽でやる時の個人負担ですね、これをどういうふうにしていくのかということがこれから詰めていかなきゃならない問題であります。

水洗化の状況はですね、この資料にもありますように、やはり字白老ですね、これは早くからやっておりますので一番水洗化率が高いわけです。で、虎杖浜とかあるいは社台ですね、これは若干下がるかなど。これは整備して新しい区域になりますので、そういうような状況ではありますけれども、基本的に下水道を引くと待っておられるの方が多ということから特に調査はしませんけれども、待っておられるの方が多という状況から積極的な整備を進めてきたということになります。

委員長(小西秀延君) 吉田委員。

委員(吉田和子君) 今の説明でいたいわかったんですけども。整備率を見ますとね、他の方の温泉付の分譲とかというのは割と退職者が移行して来たりとかで、何年もと言ったら怒られちゃいますけど、ずっと永住するわけではないからということではない方も居るんじゃないかという、そんなような気もするんです。これは個人的な判断なんですけど。で、虎杖浜というのは割とそこに定着している方が多いんじゃないかなというふうに思うんですけども。工事が遅かったということもあるのかもしれませんが、63%というのはちょっと低いんですが。この残っている37%の方々は経済的な理由だとかいろいろあると思うんですけども、ただ将来的には水洗にしますというそういう声というのは、他の方のまだ30%近い所もありますけれども、そういう所はやっぱり将来的に水洗化にしたいんです、しますという反応というのはどのぐらいの割合になりそうなんですか。そういう調査とかはあまりしてないですか。

委員長(小西秀延君) 吉田主幹。

下水道課主幹(吉田清一君) 今、質問なされた件については、町全体水洗化の希望と言いますかね、方向付けと言いますか、調査を進めております。ただ、いまだその結果がまだまとまっていませんので、事実と言いますか、そういう数字をお答えすることはできませんけども。実は法律では3年以内に水洗化をなさいと。また、そのための負担ですね、経済的な負担が発生するという時には何らかの助成をなさいということで町で48万円の貸付をして進めていると。ただ、虎杖浜の地区については、先ほど課長の方から答弁ありましたとおり、終わって、整備を進めてまだ時間が浅いと。年々、上昇カーブを描いていくということもございまして、もう少々時間を見ていきたいなどは思っております。以上です。

委員長(小西秀延君) 佐久間課長。

下水道課長(佐久間輝男君) 今、主幹から調査の話をしましたけれども、調査というのは私どもの方から積極的に水洗化に向けて働きかけるという調査なんです。ですから、今、水洗化をしたいかどうかというのは役所にはアクションないわけです。ですから、その面ではわからない。ただ、水洗化率をやはり高めていきたいという、いわゆる営業努力ですね。これがありますので私どもの方から積極的に働きかけるという調査をしますということです。

委員長(小西秀延君) 吉田委員。

委員(吉田和子君) そのことがやっぱり大事ななというふうに思うんですね。だから、まだまだ虎杖

浜地区以外にもかなりありますので。前に伺った話では貸付制度があるということで、これに対して借りて払えないというのはあまり無いというふうに聞いたものですから、ある程度経済的な状況が整ってくればこういう制度もあるということも、こちらから働きかけているということはこういう制度もありますと、こういう状況もありますということは全部説明されていることだと思いますのでね、やっぱり鋭意そういう努力をされて本当に水洗化率が、工事をかけるというのはすごく莫大なお金がかかっていることですのでね、これからも努力していただきたいというふうに思います。以上です。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) 下水道事業に対して白老町が取り組み始めた時期の早さ、それから普及率の高さということは本当に素晴らしいものだろうと思っていますし。我々、その恩恵を受けて生活をしているということでは大変いいことなんですけども、財政って誰もが心配していることで、現在の財政の硬直化の折から一般会計からの繰入金の高さだとかね、それから累積赤字の大きさ、そういうことから言って今後どうなるのかというのは皆が心配することだろうと思うんですよね。で、数字の上だけからでものを言って申し訳ないんですが、15年度の下水道事業費、この決算書を見ていますとね、総事業費11億7千万のうち設備費が8億8千万ですね、だいたい。そして収入、使用料が一応3億7千万程度ということですよ。ですから、設備費に8億8千万がかかっているうち、収入としては3億7千万ぐらいしかない。あとの残りの金というのは国庫からの補助金3億5千万ですか。それと一般会計の繰入金の5億7千万でやっていると、こういう仕組みになっているだろうというふうに理解するんですがね。どだい8億8千万の仕事をするのに、収入が3億しかないわけですから。国からの補助金と一般からの繰り入れの金をあてにしたこの事業の組み方という、これはそれでいいのか。結局のところは一般会計からの繰り出し金をあてにしながら事業を組み立てて行かなきゃならないという仕組みになっているのだとすれば、その計画の組み方自体に無理がないのかという。これはゆくゆくは一般会計にずっとしわ寄せが来て。これは課が悪いとか、課長が無理をしているからって言っているわけじゃないんですけどもね。一般会計を心配するものですからね。何とか、それをいくらかでも少なくしていくためにじゃあどうするのかと。今までどおりの計画で進めて行くことは無理だろうし、そこにこれから先々の政策的な変更が無ければならないはずだと。よく考えた場合にね。先ほどの合併浄化槽も一つの方法として出てきているわけなんですけども。それだけで一般会計の支出を食い止めることができるのかどうかと。その辺りの見解を一つ伺ってみたいと思うんですが。

委員長(小西秀延君) 佐久間課長。

下水道課長(佐久間輝男君) まず、下水道の整備についてはですね、これは企業会計でやっているわけなんですけども、企業会計でも単式と言いますかね、経理としては一般会計と同様の経理の仕方をやっています。企業会計ですから本来であれば水道だとか病院と同じような企業会計を採用するというのが基本的に考えなければならない問題なんです。全国的に見てですね、この企業会計を採用しているのはさほど高くはありません。10%程度の話です。で、なぜ、こういうことを申し上げているかということこれから申し上げるんですが。まず、下水道の整備というのはですね、先行投資をしていかなければ使用できないという。収入に見合うだけの仕事をしていたのではですね、何年かかっても恩恵に預かれないという問題が出てくるわけです。したがって、先行投資をしてきたというのが全国、あるいはうちのとってきた方法であります。したがって、これは旧建設省あるいは現在の国土交通省でもそ

うなんです、やはり一般会計からの支援を受けて基本的にやらないと出来ないでしょうという考え方に立っているわけです。そういうことで先行投資をし、一般会計からの支援を受けて実施してきたというのが下水道の実施のやり方でありまして、で、ここへ来てですね、一般会計もいろいろな事情で大変苦しい状況になってきたということで私どもとしては今まで整備してきた起債の償還、これだけでも8億あるわけです。元利併せて約8億あります。で、平成11年までは足りない分を一般会計で全て賄っていただいていたわけです。で、一般会計もなかなか苦しい状況になって平成11年から累積の赤字として15年度末では3億5千万の赤字です。こういう状況になってきています。これをやはり早期に改善しなければならないということからですね、当然、その計画の見直しも、先ほど吉田委員の質問にもちょっと触れましたけれども計画の見直しを考えなければならないということからですね、下水道の整備というのは事業認可という区域を定めてある程度の整備期間を設けて国の認可をもらわなければ下水道というのは出来ませんので、今、整備している区域も事業認可をもらって整備をしているわけです。この事業認可をもらっている区域の変更をまず考えなければなりません。下水道をやめる場合ですね。合併浄化槽に切り替える場合も当然その区域をやめなければ小さくするということになりますね。小さくして、これからは整備しませんと。で、合併浄化槽に切り替えていきますと。これが私どもとしてはですね、まず最善の、今の財政の改善をするための大きな手段であろうというふうに捉えているわけでございます。その他にも一般会計からも支援を16年度から5千万ずつ支援を受けて、この赤字を解消するため、少し時間はかかります、平成30年代前半ぐらいまでは時間かかりますけれども長期に渡って赤字の補てんをして会計的に健全なものにしていきたいと、こんなふうに考えてございます。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) よくわかりました。先行投資しながら、皆が恩恵を受けるという。そのために公共事業ですから繰入金がかなくなしでやりなさいということではなくてね、町の一般会計からの支援もあって当然ではないかというふうには私も思いますので。今の話というのは特に理解がよくできるんですけども。ただ、額が大きいためにこれから先々それを返していくのに大変かなと思うけども。合併浄化槽という方法を採用して減らしていくように努めるということ、これも理解出来そうな気がするんですけども。今、方法としては合併浄化槽という方法しかないのかどうなのか。もっと別なものが検討されているというものがあるかどうか。その辺りはいかがですか。

委員長(小西秀延君) 佐久間課長。

下水道課長(佐久間輝男君) まず、どこの家庭からも必ず生活排水というのは出ますね。トイレはもちろんですよね。それから流し、あるいはお風呂。これをやはりきれいな水に処理して帰すというのがですね、今、日本には求められている大変重要な問題だろうというふうに思っています。下水道をしないというふうに単純に決めてしまえばですね、この水処理はどうするんだという問題になってくるわけですね。地下浸透させたり、あるいは川や海にそのまま流されると大変な問題になってくるわけですから、この辺のことを十分私ども行政として対応していかなければならない問題だろうというふうに思っています。で、赤字だから合併浄化槽というものの捉え方ではなくですね、やはりこれから整備効率をよくしていくためにどの方法がいいんだということをよく考えていかなければならないだろうというふうに思っています。そのためにはやはり合併浄化槽というのが一番いいだろうと。お金も公共下水よりもかからないわけですから、整備効率がその分高まるわけですからその方がいいだろうというふう

に考えているわけです。ただ、公共下水道で進めてきていますから、どこで線を切ると、この辺が一番難しいところなんで、その辺については産業常任委員会でも僕はお話しましたが、相談をさせていただきたいということも申し上げてございますので、その時にまた具体的になりましたらご相談申し上げたいというふうに思っています。で、それだけでは今の回答にはならないと思うんですけども、やはり財政的にどうするんだということが合併浄化槽に繋がっているように考えますけども、そうではないということも一つご理解いただきたいと思いますし。またですね、事業の量を落としていかなければならないだろうというふうに思います。私どもは今、起債でもってちょっと制限かけているんですが、15年度は繰越明許があるんでちょっと起債のあれとしては多いんですが、15年度だけ捉えれば、起債で4億ちょっとなんです。それから16年度、3億6千万ぐらいにしていますけども。起債でもって4億ベースで何とか事業を実施できれば、一般会計にもそんなにきつい負担をかけなくても済むかなというふうに思っています。ですから、事業を少しスロウダウンして行きたいなど。ただ、これからいろいろな課題持っているんですね。お金のかかる課題を持っていますので、その辺はちょっと心配はしていますけども、ただ、その範囲内で、4億の範囲内で事業をやっていききたいなとそういうふうに考えています。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) だいたいわかりました。あと1つだけ。一般会計からの繰り出しについてね。ルール計算というのがあるんだそうですけども、中身について私はちょっと詳しいことはよくわかりませんが、そのルール計算というのはいつ頃から取り入れてやられているのか。それだけ教えていただければと思うんですけども。

委員長(小西秀延君) 佐久間課長。

下水道課長(佐久間輝男君) いつ頃からということになりますと明確にはお答えできないんですけども、相当古くからです。今の国土交通省、昔の建設省で出したあれなんです。地方公営企業繰出基準というのが……。失礼しました、総務省通達です。総務省通達であるんです。これはいつからというのはちょっと。相当古くからある。うちの下水道は昭和42年からですけども、たぶんその頃からあったんだろうというふうに思います。

委員長(小西秀延君) その他ございますか。堀部議長。

議長(堀部登志男君) 今も斎藤副委員長の方からも話が出た合併浄化槽の問題なんですけど。これを取り入れてやっていくというのはもう何年も前からやっているんですよね。話が出ているんですよ。それで今、公共下水道の関係で整備効率が非常に良くないと言いますかね、そういう形になって、密集している所はほとんど虎杖浜まで行ったわけですね。今、奥の方に入っているんだけど。平成5年に認可を受けたというところを今やっているんですね。そして、その時に認可を受けて、まだ全然手を付けていない所も例えばあるわけですね。旭化成団地とか、そういう所もみんな行くというような話なんですけども。今のこの経済情勢と言うかね、会計上の状況を見るとこのまま行ったらいけないような状況になっているんですよね。それで聞きたいのは、公共下水道をやりながら例えば合併浄化槽も併用して進めていけるものなのかどうなのか。どっちが選択しなきゃ駄目なのかね。それと、いつまでにあちこちの、今、検討されているようなんですけど。これは例えば、年数切っていかないでまだ先に、まだ先にと行くとどんどん、どんどん会計上膨らんでいくから、ある程度年限、例えば平成17年度中にどっちに行

くかはっきりするんだと。これは政策的なものが絡みますから、現下の課長だけで決められないし、理事者中心にそれをきちんと早く方向性を出さないと。いつまでにと逆に期限きってね、やっぱりやっていかないと。町民の方にも説明しなきゃ駄目だろうし、このまま行くにしても工事ダウンするわけですから年数かかるわけですね。合併浄化槽に持っていくというのであれば、それじゃあ町でどれだけ合併浄化槽で負担してやれるかというようなこともあるものでね。やはり、早くこれを出してもらわないと駄目だと思うんですね。年度を切ってやるか、その辺を今、考えておられるかね。両方一緒に併用してやっていけるのか。その辺の考え方について、助役さん今日来ているものですから、助役さん。

委員長(小西秀延君) 煤孫助役。

助役(煤孫正美君) 今、言われるように合併浄化槽についてはですね、今、盛んに北海道とやっております。それは国庫補助金も今まで入りましたので、国の国庫補助金の問題だとかそういうものも絡んできますので、そういう面で北海道もなかなか簡単には答えが出てこないということなんですけども。今、主幹の方で北海道と盛んに下水道課の方とやっておりますので、その経過についてちょっと主幹の方からご説明いたしますので。

委員長(小西秀延君) 吉田主幹。

下水道課主幹(吉田清一君) 今までの経緯をご報告させていただきます。基本的に下水道の役割をどうするのか、どういうふうに定めるのかということで今、道との協議では町で設定している市街化区域については、もう下水道でいきます。これが市街化区域のルールなものですから。市街化区域内は公共下水でいきましょうと。それ以外の地区については投資効率、これ下水道の方が投資効率がいいのか、合併浄化槽の方がいいのか。この費用負担の下で分けましょうと。区域を定めましょうというふうな協議を進めておりまして、今だいたいその線が出てきておりますので、もうじき皆様にご報告できるのかなと思っております。基本的に今、道で進めておりますのは合併浄化槽の年度は約18年度が始まりでないかなと。手続きがまた、国の承認を得なきゃなりませんので、その時期が一時期の線じゃないかなというふうには言われております。それが前になるか、後になるかはちょっとまだ定かではありませんけども、そのぐらいかなというふうに思います。その前に下水道の区域の減少ですね。取り止めと言いますか、区域を減少させるという。またこれも国の許可をいただかなければなりませんので、その作業が先になると思います。以上です。

委員長(小西秀延君) その他ございますか。無いようであれば下水道課の審査を終了いたします。ご苦労様です。暫時、休憩いたします。再開を2時15分にします。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時14分

委員長(小西秀延君) それでは休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。港湾課の審査に入りますが、各課をお願いしております。冒頭に説明をお願いしていますが、説明の中で特に必要だと思われるところだけピックアップをしてご説明していただきますようお願いいたします。それでは審査に入ります。堀江課長。

港湾課長(堀江寛君) 特にとということもないんです。簡単に概要をご説明申し上げます。港湾課の持ち分としては一般会計として土木費。今回は消防費も入っております。あと特別会計として臨海部土地

造成、それから港湾機能整備特別会計と、この2本が今回の決算の対象となっております。一般会計の土木費としては、港湾管理費、それから港湾建設費、海岸保全費の3つございまして、港湾管理費については港湾の管理をする経費でこの中で報酬費が不要額となっておりますが、これは白老町港湾審議会が開催しなかったことによるものでございます。あとは特に港湾管理費についてはご説明する部分はありません。今、私は決算書を見ながらお話しをさせていただいておりますので。決算書でいけば137、138になります。主要施策でいけば99ページ、100ページ、101ページになります。

続きまして、港湾建設費ですがページ数でいけば100ページですか。これは主に直轄工事に伴う負担金その他の経費となっております。この中で特に説明を要するものはございません。

続きまして101ページの海岸保全費です。これは主に離岸堤の工事に伴う費用でございます。離岸堤につきましてはご承知と思いますけども15年度をもって一応終了いたしました。これも記載のとおりで特に説明を要するのはございません。

続きまして、一般会計の消防費は113ページになります。これは昨年の9月の十勝沖地震に伴いまして安全対策という保安用品を購入した経費でございます。

続きまして、特別会計の方に移ります。一つ目が臨海部の土地造成でございます。ページ数でいきますと177、178になります。土地造成費の中で一部役務費で不要額が出ておりますけども、これにつきましては不動産鑑定士の指導により造成費から売買価格を算定した方がいいと、こういう指導を受けましたのでこのようなことになっております。それと15年度に新たに国有海浜地、約11,000平米購入しております。それと公債費ですが、一部不要額が出ておりますがこれは予算よりも安い金利で借り入れたものによる残額でございます。

続きまして、港湾機能整備事業特別会計になります。これが181ページ、182ページになります。これは上屋にかかる経費で記載のとおりで特に説明を要するものはございません。簡単ですけど以上でございます。

委員長（小西秀延君） それでは、説明が終わりましたが委員の皆さんにお諮りをいたします。臨海部土地造成特別会計と港湾機能施設整備特別会計と一般会計と3部門に分かれておりますが、こちら一括にての質問でもよろしいでしょうか。ご質問の際にどの会計かを先に教えていただいてから発言をお願いしたいと思います。それでは挙手の上、お願いいたします。斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） まず、181ページですか。上屋の使用状況についてお伺いしたいんですがね。私の理解では上屋を作って、利用については95%が企業で、あと一般が5%ということを原則にして減価償却45年、20年償還という形で取り組まれたものだと思うんですが。企業と一般の利用状況というのがどういう利用率になっているのか。で、実際には一般の部分がもし埋まらなくても料金としては全部企業が持つんだというふうな始めの約束だったと思うので。企業とそれから一般の利用の割合と言いますかね、その辺りの状況について、まず教えてください。

委員長（小西秀延君） 堀江課長。

港湾課長（堀江寛君） 上屋の利用の状況ですけども、結論から言えば、今、2社の企業で借りております。全面積2社の企業で借りておまして1年分の利用料をいただいております。

副委員長（斎藤征信君） 一般の利用というのは。

港湾課長（堀江寛君） 一般の利用はですね、特に貸してほしいとかですね、そういう利用が来ており

ませんので、全て利用したいという企業さん、2社に貸している形になります。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) 2社が利用しているんだと。100%だいたい利用しているというふうに捉えていいんですね。2社というのが日本製紙さんとどこになりますか。

委員長(小西秀延君) 堀江課長。

港湾課長(堀江寛君) 旭新運輸でございます。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) わかりました。それで、今後45年間ね、あの計画を立てた時に満杯、100%に持って減価償却ができていくんだという計算だったと思うんですけどね、それは将来にわたって、その会社が、企業がずっと使って100%支払っていくんだよという約束ということは確認ができていく状況なんですか。その辺りはどうなっているんですか。

委員長(小西秀延君) 堀江課長。

港湾課長(堀江寛君) 特にそういう何十年先まで使いますという確約書みたいなものはないんですけども、使うということで話を聞いております。当然、今までも供用開始して何年か経過しておりますけれども100%使われております。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) 今、100%使われておりますということは15年度分までで100%ですか。今年に入ってね、やはり同じ100%という形で上屋が使われているのかどうなのか。

委員長(小西秀延君) 堀江課長。

港湾課長(堀江寛君) 16年度も100%、今、使われております。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) ただ、心配なのはね、計画では一般の方も利用枠というのがあって、それらも計算されていたはずなんだけど、それは無いということでしたのでね。本当にもし、そういう部分が空けば、金を出した住民の方に負担がかかるということになるのではないかという心配があって聞いているんですけどね。これから100%企業が責任を持ちますという約束がないというのは変だなという気がするんですけどね。あの当時、大昭和さんが責任を持ちますというふうになっていなかったでしょうか。

委員長(小西秀延君) 堀江課長。

港湾課長(堀江寛君) 工場が存続する限りは使いたいということでは聞いております。ただ、それはさっきも言いましたけども、じゃあ何十年先まで使いますという、そういう確約みたいなのは頂いてはおりません。

委員長(小西秀延君) 暫時、休憩いたします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時26分

委員長(小西秀延君) 休憩を閉じ委員会を再開いたします。堀江課長。

港湾課長(堀江寛君) 補足で説明させていただきたいと思います。今は当然使っているのはそういう

地元の企業ですけども、建設した経緯としてはあくまでも専用の上屋ということでなくて、あくまでも公共1号上屋ということでどの企業が使ってもいいよと。今、使っているのが日本製紙と旭新運輸とこういう形で。これも1年、2年使ってすぐ使わなくなるとかって、そういう話では逆に聞いておりませんけども。専用で建設したものではないということでご理解いただきたいと思います。

副委員長(斎藤征信君) その件はわかりました。

委員長(小西秀延君) 鈴木委員。

委員(鈴木宏征君) 特定財源の内訳、100ページとか99ページとかですね。あと、港湾機能の特別会計にもあるんですが。特定財源の内訳の中で使用料及び手数料、港湾施設使用料とありますよね。これは至るところに出てくるんですが、特定財源のところを書いてあるニュアンスと一般会計のところを書いてあるニュアンスと同じようで違うのかなと。港湾施設使用料と書いてあって、こっちは港湾使用料と書いてあるし。この違い、もし違いがあるのであれば違いと、1年間で使用料というのは総額としてどのくらい入っているのかということが。一般会計では港湾施設使用料、括弧して上の方に使用料及び手数料と書いてあるんですが、特別会計では使用料及び手数料、港湾使用料と書いてあるんですよね。このニュアンスが違うのかということと、もし、違うのであればおのおのの使用料として平成15年度ではどのくらい入っているのかということをお教えいただければと思います。

委員長(小西秀延君) 堀江課長。

港湾課長(堀江寛君) まず、簡単にご説明したいと思います。一般会計の方の港湾施設使用料につきましては、主に岸壁の使用料になっております。それから特別会計、例えば、今、お話ありました臨海部の使用料及び手数料、港湾使用料、これは主に用地の財産の貸付の使用料。一般会計が今、言った岸壁の使用料でいいんですよね。で、臨海部の方ですけども、例えば177ページ使用料及び手数料、港湾使用料となっておりますがこれは用地の使用料という形になります。簡単に岸壁と用地という違いになるかと思えます。

委員長(小西秀延君) 鈴木委員。

委員(鈴木宏征君) もう一つ。港湾機能の施設整備の方の使用料は上屋の使用料というのは。今、用地と岸壁が出たんですが上屋の使用料というは出てこないですよ。

港湾課長(堀江寛君) 今、臨海部土地造成事業ですね、177、178というのは。上屋となりますと181ページからになりまして、この中の財源の内訳のところ。例えば、181ページの右下の方に使用料及び手数料、港湾使用料、これが上屋の使用料ということになります。

委員長(小西秀延君) 鈴木委員。

委員(鈴木宏征君) 今、言ったように岸壁の使用料として総額いくらで、用地の使用料として総額いくらで、上屋の使用料総額としていくらというのが、もし、そこですぐ分かれば教えていただきたい。いや、後でいいですよ。

委員長(小西秀延君) 堀江課長。

港湾課長(堀江寛君) わかります。臨海部の方を申し上げます。臨海部の方の使用料ですが・・・。

委員長(小西秀延君) 暫時、休憩をします。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時35分

委員長 (小西秀延君) 休憩を閉じて再開いたします。堀江課長。

港湾課長 (堀江寛君) 先ほどのご質問にお答えいたします。岸壁の使用料が約19,122,000円。それと用地の貸付が36,322,000円。それから上屋の貸付が19,998,000円。トータルしまして75,442,000円ということになります。

委員長 (小西秀延君) それではその他。斎藤副委員長。

副委員長 (斎藤征信君) 建設事業費全般にわたってお聞きしたいんですけどもね。実は15年度で支払った実質町で持ち出したお金の額を聞きたいわけですけどね。例えば、事業費の負担という形で一般財源がございましてね。その他に起債償還に関わる支払分がありますね。それを合わせて実質15年度に町で払った額というのがどのくらいになるかということをお聞きしたいんですが。で、15年度の起債償還額というのはいくらになるんですか。

委員長 (小西秀延君) 休憩いたします。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時38分

委員長 (小西秀延君) 休憩を閉じて会議を再開します。堀江課長。

港湾課長 (堀江寛君) 今、ご質問が2つあったと思います。1つは15年度の負担額ということで、それは100ページにも出ていますけども起債として4億7,770万円。それから一般財源が4,228,249円。それとですね、今まで事業をやってきて起債を借りてきているわけですけど、その償還というご質問だと思います。それが15年度、元利合わせて706,454,000円です。

委員長 (小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長 (斎藤征信君) 起債の償還額というのは7億645万円のうち、交付税が入りますよね。交付税を差し引くとどうなるんですか。交付税はいくらですか。

委員長 (小西秀延君) 堀江課長。

港湾課長 (堀江寛君) ちょっと概算になるんですけども5億4千万。

委員長 (小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長 (斎藤征信君) それを差し引いた分が15年度の起債償還額になるんですね。

委員長 (小西秀延君) 堀江課長。

港湾課長 (堀江寛君) 先ほど申しました起債の償還、約7億600万円から交付税約5億4千万を差し引いた1億6,600万程度が実質の持ち出し。

委員長 (小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長 (斎藤征信君) それが起債償還の実際の町費の持ち出しですね。それに事業に関わる負担金がプラスされるわけですね。

委員長 (小西秀延君) 休憩いたします。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 2時45分

委員長(小西秀延君) それでは休憩を閉じて再開いたします。堀江課長。

港湾課長(堀江寛君) ただ今のご質問は要するに一般財源の費用が15年度の事業も含めていくらかというご質問だと思います。それで、先ほど今までの起債の償還分の交付税を差し引いたのが約1億6,600万というお話をいたしました。そして、15年度の一般財源の持ち出しが15年度事業に対して4,228,000円ですので、さっき概算で言いました1億6,600万と400万を足しますと約1億7千万という形になります。これが一般財源という解釈でいいかと思います。

委員長(小西秀延君) 斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) わかりました。だいたい15年度の持ち出しが1億7千万ということになるんだという、今のお話ですね。わかりました。前に出されていた予定では2億1千万くらいの表が出ているんですけども、それよりは安く出来上がっているということなんですか。何かここに予定よりも削減したものだとか、何かがあったんでしょうか。

委員長(小西秀延君) 堀江課長。

港湾課長(堀江寛君) ひょっとしたらこれは私の勘違いかもしれないですけども、よく大概算で聞かれた時に、だいたい町の毎年の持ち出しは聞かれた時にだいたい5億ですと。その内の半分がだいたい地方交付税で返ってきますと。こういうことも議会で何回か申し上げていると思います。それがだいたい2億5千万。多分、おそらくその数字かなという気はするんですけども。

副委員長(斎藤征信君) 213,837,000円。

委員長(小西秀延君) 暫時、休憩します。

休 憩 午後 2時48分

再 会 午後 2時50分

委員長(小西秀延君) それでは休憩を閉じて再開をいたします。斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) ただ今、申し上げました数字は決算前の見込みの時の資料だったものですから、新しく決算で資料で作られているんだと思いますので。資料のことですから後でまたそれを見せていただくということにして、この件はこれで了解いたします。

委員長(小西秀延君) それではその他お持ちの方いらっしゃいますか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

委員長(小西秀延君) 無いようですので港湾課に関わる2つの会計と一般会計の審査を終了いたします。ご苦労様です。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後 2時52分

再 開 午後 2時53分

委員長(小西秀延君) 休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。28日から4日間行なわれました審査を全て終了しまして、これから決算審査特別委員会の認定1号から3号、そして報告第1号から第3号について、皆様から挙手の上採決をいただきたいと思います。それでは認定第1号。平成15年度白老町各会計歳入歳出決算認定について認定すべきと思われる方は、挙手を願います。休憩します。

休 憩 午後 2時54分

再 開 午後 2時55分

委員長(小西秀延君) 休憩を閉じます。今、ご説明しました認定第1号、認定すべきと思われる方は挙手を願います。賛成多数。認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第2号。平成15年度白老町水道事業会計決算認定について、認定すべきと思われる方は挙手願います。全員賛成。認定第2号は認定すべきものといたしました。

認定第3号。平成15年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定すべきと思われる方は挙手を願います。全員賛成。認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

次に報告第1号。平成15年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告済みとすべきと思われる方は挙手を願います。ちょっと休憩します。

休 憩 午後 2時57分

再 開 午後 3時00分

委員長(小西秀延君) 休憩を閉じます。もう一度、報告第1号。平成15年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告済みとすべきと思われる方は挙手を願います。全員賛成。報告第1号は報告済みとすべきものと決定いたしました。

報告第2号。平成15年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告済みとすべきと思われる方は挙手を願います。全員賛成。報告第2号は報告済みとすべきものと決定いたしました。

報告第3号。平成15年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について報告済みとすべきと思われる方は挙手を願います。全員賛成。報告第3号は報告済みとすべきものと決定いたしました。

以上で認定第1号から認定3号まで及び報告第1号から報告第3号までの審査は全部終了いたしました。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後 3時01分

再 開 午後 3時14分

委員長(小西秀延君) 休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。これから、今まで行なわれた審査についてのまとめという形で行ないたいと思いますが、28日から行なわれたスケジュール上で各課ごとのまとめということで進んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。休憩の中でまとめて、休憩を閉じて一括でこういう形ですというまとめにしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

委員長(小西秀延君) それでは暫時、休憩いたします。

休 憩 午後 3時15分

再 開 午後 5時04分

委員長(小西秀延君) それでは休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。休憩中にまとめといた

しまして数点皆様から上げていただきました。そちらの方を本委員会の審査結果としてですね、12月定例会に報告することになりますが、報告書については「まとめ」の中で各委員の意見を伺いましたので、これを正副委員長で取りまとめ、作成したいと思いますので、一任願いたいと思いますがよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

委員長(小西秀延君) それでは、報告書の内容については、作成次第、各委員に事前配布し、意見や訂正が必要であれば委員長に連絡をいただき、取り計らってまいりたいと思いますがよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

閉会の宣告

委員長(小西秀延君) それでは以上を持ちまして、決算特別委員会審査を終了させていただきます。ご苦勞様ございました。

(閉会 午後5時05分)